

証券コード 6550
2025年6月12日

株 主 各 位

東京都渋谷区桜丘町1番1号
Unipos 株式会社
代表取締役社長 松島 稔

招集ご通知

第13回定時株主総会及び普通株主様による種類株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第13回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。本定時株主総会に上程する第2号議案「当社と株式会社リンクアンドモチベーションとの株式交換契約承認の件」につきましては、本定時株主総会及び普通株主様による種類株主総会の決議が必要となることから、両総会をあわせて開催させていただきます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト

<https://www.unipos.co.jp/ir/meeting/>



（上記ウェブサイトアクセスいただき、メニュー内の事業年度から「2025年3月期」を選択いただき、ご確認ください。）

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「Unipos」又は「コード」に当社証券コード「6550」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面（郵送）によって事前に議決権を行使することができますので、お手数ながら「株主総会参考書類」をご参照のうえ、2025年6月26日（木曜日）午後6時30分までに議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

普通株主様による種類株主総会参考書類

記

1. 日 時 2025年6月27日（金曜日）午前10時（受付開始：午前9時30分）
2. 場 所 東京都港区虎ノ門2丁目4-7 T-LITE 5F ビジョンセンター東京虎ノ門 504
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項 第13期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件
【定時株主総会】
決議事項
第1号議案 定款一部変更の件（本店所在地の変更に係る定款変更）
第2号議案 当社と株式会社リンクアンドモチベーションとの株式交換契約承認の件
第3号議案 定款一部変更の件（A種優先株式の内容の変更に係る定款変更）
【普通株主様による種類株主総会】
決議事項
議 案 当社と株式会社リンクアンドモチベーションとの株式交換契約承認の件

◎当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載いたします。

◎書面交付請求の有無にかかわらず、本総会では一律に電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。

●事業報告

「直前3事業年度の財産及び損益の状況」、「重要な子会社の状況」、「対処すべき課題」、「主要な事業内容」、「主要な拠点」、「使用人の状況」、「主要な借入先の状況」、「その他会社の現況に関する重要な事項」

●会社の現況

「株式の状況」、「新株予約権等の状況」、「会計監査人の状況」、「業務適性を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要」、「会社の支配に関する基本方針」

●計算書類

「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」

したがいまして、当該書面に記載している計算書類は会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

議決権行使のご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合



本招集ご通知と合わせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時 2025年6月27日(金曜日) 午前10時(受付開始：午前9時30分)

書面（郵送）で議決権を行使される場合



本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 2025年6月26日(木曜日) 午後6時30分到着分まで

インターネットで議決権を行使される場合



パソコン又はスマートフォンから議決権行使サイト (<https://www.web54.net>) にアクセスし、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご入力いただき、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

行使期限 2025年6月26日(木曜日) 午後6時30分入力完了分まで

- ① 株主様以外の方による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「パスワード」の変更をお願いすることとなりますのでご了承ください。
- ② 株主総会の招集の都度、新しい「議決権行使コード」及び「パスワード」をご通知いたします。
- ③ 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金・電話料金等）は株主様のご負担となります。

※ インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

※ 書面（郵送）とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効とさせていただきます。

※ 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

インターネットによる事前の議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、パソコン又はスマートフォンから当社の指定する議決権行使ウェブサイトへアクセスし、画面の案内に従ってご行使くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>



バーコード読取機能付のスマートフォンを利用して右上の2次元バーコードを読み取り、議決権行使ウェブサイトへ接続することも可能です。なお、操作方法の詳細についてはお手持ちのスマートフォンの取扱説明書をご確認ください。

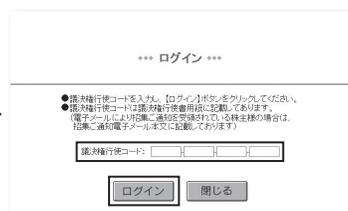
議決権行使期限：2025年6月26日（木曜日）午後6時30分入力完了分まで

1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



・「次へすすむ」をクリック

2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



・「議決権行使コード」を入力
・「ログイン」をクリック

3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



・「パスワード」を入力
・実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください
・「登録」をクリック

※操作画面はイメージです。

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
フリーダイヤル 0120-652-031 (受付時間 9:00~21:00)

事業報告

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当社は、『「最高の集団を自らつくる」時代をつくる』というパーパスのもと、「感情報酬を社会基盤に」というミッションを掲げ、組織課題解決カンパニーとして、サービス・プロダクト・コンサルティングからなる3つの柱で、組織課題に対して根本からの解決を目指し、企業の持続的な価値向上を支援してまいりました。

事業環境としましては、日本政府が掲げる「新しい資本主義」のグランドデザインの中に人的資本への投資が明記され、その具体実行内容の一つに、上場企業において人的資本等の非財務情報の開示が2023年から義務化されることとなりました。このような社会的要請を受け、当社が掲げている組織の風土改革に関する投資が顧客から注目を浴び始めております。当社は、組織の風土改革に必要な心理的安全性を高めることができるサービスとして、上場企業をはじめとする従業員の数が多い企業の人的資本投資に対する予算配分の高まりを見込み、従業員数500人以上の大企業をターゲットに経営資源を集中的に投下してまいりました。

Unipos事業において、当事業年度の売上高は前年比159百万円増となり、かかる売上成長の背景としては、コンサルティング領域としてエンタープライズ企業向けの人的資本経営コンサルティング等の売上が増加していること、Uniposプロダクトと人的資本経営コンサルティングのクロスセルにより新規顧客を獲得できたことなどにより、売上高を順調に積み上げることができていることが理由であります。

当事業年度において、当社は自社を「組織課題解決カンパニー」と再定義し、これまでプロダクト提供中心であったUnipos事業領域を、サービス、プロダクト、コンサルティングの三本柱として拡大することといたしました。人的資本経営や組織文化の分野での専門性をいかして組織課題に多角的にアプローチすることで収益性を高めてまいります。

サービス領域においては、「MVP策定支援」や「組織インサイトサーベイ」などのサービスをリリースいたしました。「組織インサイトサーベイ」サービスにおいては、従来型のエンゲージメントサーベイとは異なり、次世代を担う層への完全匿名・記述型の独自設問設計と生成AI技術及び当社のこれまでのノウハウを融合させることにより顧客の深層課題である“本当の伸びしろ”を見つけることを支援してまいります。

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

普通株主様による種類
株主総会参考書類

プロダクト領域においては、既存のwebサービス「Unipos」を引き続き提供し、コンサルティング領域やサービス領域と相互に補完、一貫したサポートを行うことにより組織風土改革の実現に貢献できると考えております。新機能としましては、「ログインID機能」をリリースいたしました。これにより製造現場や販売店舗など、業務のための個別のメールアドレスを持たない従業員を持つ顧客においても「Unipos」のプロダクトサービスを提供することが可能となり、全社的なカルチャー改革の実現が可能となります。

コンサルティング領域においては、人的資本経営に関する深い知見を経営者やCHROなどに提供を行います。2024年9月には株式会社日経BPと業務提携を行いました。これにより、Uniposの人的資本経営に関する知見、日経BP総合研究所の各種レポート作成ノウハウや発信力というそれぞれの強みを活かすことで、組織改革や人材育成のコンサルティングから、それらの取り組みに関する情報開示の実現まで、企業の人的資本経営をトータルにサポートできると考えております。

また、コスト面においては各種コストの削減効果が継続的に出ており、当社の財務健全化に向けた各種コスト削減施策により前期比では約259百万円のコストを削減いたしました。経営成績においては、ストック売上高が約84.8%と比率が引き続き低下しておりますが、これはサービス領域やコンサルティング領域の売上の増加に伴うものであり、プロダクト領域のストック売上高は増加しております。これらの安定的な収益構造をベースに、2025年3月期の第4四半期においては四半期での決算黒字化を達成することができました。

その結果、当事業年度の売上高は1,089百万円（前期比17.1%増）、営業損失は91百万円（前期は営業損失510百万円）、経常損失は95百万円（前期は経常損失502百万円）、当期純損失は94百万円（前期は当期純損失502百万円）となりました。

② 設備投資の状況

当事業年度中において実施いたしました、当社の設備投資の総額は8百万円で、その主なものはオフィス移転に伴う備品の購入によるものであります。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(2) 会社役員の状態

① 取締役及び監査役の状態 (2025年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状態
代表取締役会長	田中 弦	
代表取締役社長	松島 稔	
取締役	菅原 敬	株式会社アイスタイル 取締役副会長
取締役	高橋 理人	アディッシュ株式会社 社外取締役
取締役	富岡 圭	Sansan株式会社 取締役
取締役	橋本 宗之	Sansan株式会社 取締役
常勤監査役	小椋 明子	株式会社アドベンチャー 監査役
監査役	山田 啓之	Axella総合会計事務所 代表
監査役	鷺野 泰宏	丸の内総合法律事務所 パートナー

- (注) 1. 取締役菅原敬氏、高橋理人氏、富岡圭氏及び橋本宗之氏は、社外取締役であります。
2. 常勤監査役小椋明子氏、監査役山田啓之氏及び鷺野泰宏氏は、社外監査役であります。
3. 常勤監査役小椋明子氏及び監査役山田啓之氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
・常勤監査役小椋明子氏は、公認会計士の資格を有しております。
・監査役山田啓之氏は、税理士の資格を有しております。
4. 当社は、社外取締役菅原敬氏、高橋理人氏及び社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役・各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役、監査役、執行役員及び管理職従業員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者の職務の執行に関し保険期間中に提起された賠償請求（株主代表訴訟を含む）等に起因して被保険者が被る損害（防御費用、損害賠償金及び和解金）が補償されることとなります。但し、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者の背信行為もしくは犯罪行為又は故意による法令違反の場合や、保険開始日前に既に発生している損害賠償請求等は保険の対象としないこととしております。

④ 取締役及び監査役の報酬等

当社の役員報酬等は、担当職務、各期の業績、貢献度等を総合的に勘案して決定し固定報酬を月例で支給しております。

当社の取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する者は、取締役会により委任された代表取締役の田中弦であり、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、担当職務、各期の業績、貢献度等を総合的に勘案して決定する権限を有しております。監査役の報酬等は、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、監査役の協議により決定しております。代表取締役に委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当職務、貢献度等を総合的に勘案して評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。

取締役会において、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを審議の上確認しています。よって、取締役会は、当該個人別の報酬等は当該決定方針に沿うものであると判断しています。

なお、当社の役員が当事業年度に受けている報酬等は、固定報酬のみであります。

区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる役員 の員数
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	62,230 (10,600)	62,230 (10,600)	— (—)	— (—)	4名 (2名)
監査役 (うち社外監査役)	15,300 (15,300)	15,300 (15,300)	— (—)	— (—)	3名 (3名)
合計 (うち社外役員)	77,530 (25,900)	77,530 (25,900)	— (—)	— (—)	7名 (5名)

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、2016年6月15日開催の第4回定時株主総会において年額200,000千円以内と決議されております。当該総会終結時点における取締役の員数は6名（うち社外取締役4名）であります。
2. 監査役の報酬限度額は、2017年6月28日開催の第5回定時株主総会において年額20,000千円以内と決議されております。当該総会終結時点における監査役の員数は3名であります。
3. 取締役の員数は、無報酬の社外取締役2名を除いております。

⑤ 社外役員に関する事項

a. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役菅原敬氏は、株式会社アイスタイルの取締役副会長であります。当社と兼職先との間には、当社の提供するサービス利用等の取引関係があります。
- ・取締役高橋理人氏は、アディッシュ株式会社の社外取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・取締役富岡圭氏は、Sansan株式会社の取締役であります。当社と兼職先との間で業務提携を行っております。
- ・取締役橋本宗之氏は、Sansan株式会社の取締役であります。当社と兼職先との間で業務提携を行っております。
- ・監査役小椋明子氏は、株式会社アドベンチャーの監査役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役山田啓之氏は、Axella総合会計事務所の代表であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役鷺野泰宏氏は、丸の内総合法律事務所のパートナーであります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

b. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び社外取締役期待される役割 に関して行った職務の概要
取締役 菅 原 敬	当事業年度に開催された取締役会17回のうち16回に出席いたしました。出席した取締役会において、経営に関する専門的な知見に基づき、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するため、適宜発言を行っております。企業経営者としての豊富な経験と幅広い知識に基づき、当社の経営に対する実効性の高い監督等に十分な役割・責務を果たしております。
取締役 高 橋 理 人	当事業年度に開催された取締役会17回のすべてに出席いたしました。出席した取締役会において、経営に関する専門的な知見に基づき、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するため、適宜発言を行っております。企業経営者としての豊富な経験と幅広い知識に基づき、経営の監督と経営全般への助言など社外取締役に求められる役割・責務を十分に果たしております。
取締役 富 岡 圭	当事業年度に開催された取締役会17回のすべてに出席いたしました。出席した取締役会において、SaaS領域に関する専門的な知見に基づき、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するため、適宜発言を行っております。企業経営者としての豊富な経験と幅広い知識に基づき、経営の監督と経営全般への助言など社外取締役に求められる役割・責務を十分に果たしております。
取締役 橋 本 宗 之	当事業年度に開催された取締役会17回のすべてに出席いたしました。出席した取締役会において、M&Aや資金調達、投資業務に関する専門的な知見に基づき、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するため、適宜発言を行っております。企業経営者としての豊富な経験と幅広い知識に基づき、経営の監督と経営全般への助言など社外取締役に求められる役割・責務を十分に果たしております。

	出席状況及び発言状況
監査役 小 椋 明 子	当事業年度に開催された取締役会17回のすべてに、また、監査役会16回のすべてに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、主に財務・会計等に関し、公認会計士としての専門的見地から適宜発言を行っております。
監査役 山 田 啓 之	当事業年度に開催された取締役会17回のすべてに、また、監査役会16回のすべてに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、主に財務・会計等に関し、税理士としての専門的見地から適宜発言を行っております。
監査役 鷺 野 泰 宏	当事業年度に開催された取締役会17回のすべてに、また、監査役会16回のすべてに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、弁護士としての専門的見地から適宜発言を行っております。

(注) 上表の取締役会の開催回数その他、会社法第370条及び定款の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

株主総会参考書類
普通株主様による種類

貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,260,862	流動負債	437,738
現金及び預金	1,135,871	1年内返済予定の長期借入金	84,936
売掛金	56,532	未払金	50,624
前払費用	63,911	未払法人税等	529
その他	4,709	前受金	241,242
貸倒引当金	△163	前受収益	17,644
		預り金	5,411
		その他	37,349
固定資産	42,384	固定負債	459,432
有形固定資産	6,501	長期借入金	459,432
建物	3,161		
工具、器具及び備品	3,339	負債合計	897,170
投資その他の資産	35,882	(純資産の部)	
敷金及び保証金	21,237	株主資本	399,526
役員に対する長期貸付金	5,197	資本金	51,515
長期貸付金	9,447	資本剰余金	1,858,845
		資本準備金	46,515
資産合計	1,303,246	その他資本剰余金	1,812,330
		利益剰余金	△1,510,692
		その他利益剰余金	△1,510,692
		繰越利益剰余金	△1,510,692
		自己株式	△142
		新株予約権	6,549
		純資産合計	406,075
		負債純資産合計	1,303,246

損益計算書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	1,089,727
売上原価	177,534
売上総利益	912,192
販売費及び一般管理費	1,003,631
営業損	△91,438
営業外収益	
受取利息	695
コンサルティング収入	4,065
固定資産売却益	1,759
その他	109
計	6,629
営業外費用	
支払利息	3,692
支払手数料	6,000
その他	660
計	10,353
経常損失	△95,162
特別利益	
新株予約権戻入益	2,535
特別損失	
本社移転費用	1,293
計	1,293
税引前当期純損失	△93,919
法人税、住民税及び事業税	627
当期純損失	△94,546

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

普通株主様による種類
株主総会参考書類

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月29日

Unipos株式会社
取締役会 御中

永和監査法人
東京都中央区

指 定 社 員 公認会計士 佐 藤 弘 章
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 松 下 真
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、Unipos株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第13期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は、2025年5月22日開催の取締役会において、株式会社リンクアンドモチベーションを株式交換完全親会社、会社を株式交換完全子会社とする株式交換を行うことを決議し、同日に株式交換契約を締結している。株式交換は、2025年6月27日に開催予定の会社の定時株主総会の決議による承認を得た上で、2025年8月1日を効力発生日として行われる予定であり、会社の株式は2025年7月30日付で上場廃止となる予定である。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明

の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第13期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、インターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）について検討いたしました。

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

普通株主様による種類
株主総会参考書類

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人永和監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月29日

Unipos株式会社 監査役会

常勤監査役 小 椋 明 子 ㊟

非常勤監査役 山 田 啓 之 ㊟

非常勤監査役 鷲 野 泰 宏 ㊟

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件（本店所在地の変更に係る定款変更）

1. 提案の理由

当社は、渋谷区オフィスの施設使用契約が2024年10月末日に契約期間満了を迎えたため、港区オフィスに移転いたしました。

従前より経営効率の改善とコスト削減を経営課題として掲げていたなかで、オフィス移転は、その具体的施策の一つとして実施するものです。現在の事業規模及び人員数を精査した結果、オフィススペースの最適化を図ることで、固定費の大幅な削減が可能であると判断いたしました。これにより、従業員の働きやすさ・生産性の向上と、経営効率の継続的な改善の両立を実現し、企業価値の向上に努めてまいります。

これに伴い、本店所在地に関する定款変更を行うものであります。

2. 変更の内容

定款変更案は以下のとおりであります。

定款変更案

（下線は変更箇所を示しております。）

現行定款	変更案
第3条(本店の所在地) 当社は、本店を東京都渋谷区に置く。	第3条(本店の所在地) 当社は、本店を東京都港区に置く。

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

普通株主様による種類
株主総会参考書類

第2号議案 当社と株式会社リンクアンドモチベーションとの株式交換契約承認の件

当社と株式会社リンクアンドモチベーション（以下「LMI」といいます。）は、当社をLMIの完全子会社とすることを目的とした一連の取引（以下「本取引」といいます。）の一環として、LMIを株式交換完全親会社とし、当社を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を実施することを決定し、2025年5月22日付で、当社及びLMI間で株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）を締結いたしました。

本株式交換は、LMIにおいては、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第796条第2項本文の規定に基づく簡易株式交換の手続により株主総会の承認を受けずに、当社においては、2025年6月27日開催予定の2025年3月期定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）及び普通株式に係る種類株主総会（以下「本普通株式種類株主総会（本株式交換）」といいます。）において本株式交換契約の承認を受けた上で、2025年8月1日を本株式交換がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」といいます。）として行われる予定です。

本議案は、本株式交換契約につき、ご承認をお願いするものであり、本株式交換を行う理由、本株式交換の内容その他の本議案に関する事項は以下のとおりであります。

なお、本定時株主総会において本議案をご承認いただき、本普通株式種類株主総会（本株式交換）において本株式交換契約についてご承認いただきますと、本株式交換の効力発生日に先立ち、当社の普通株式（以下「当社普通株式」といいます。）は、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）グロース市場において、2025年7月30日に上場廃止（最終売買日は2025年7月29日）となる予定です。

1. 株式交換を行う理由

LMIは、世界に先駆けて「モチベーション」にフォーカスした経営コンサルティング会社として、2000年3月に設立され、LMIグループは、2025年5月22日現在、LMI及び子会社19社、持分法適用関連会社1社の合計21社により構成されております。基幹技術である「モチベーションエンジニアリング」を基盤に組織人事の全領域における課題解決を総合的に支援することで、多くの企業変革を実現してきました。2016年7月には、創業以来提供してきた組織診断サービスをクラウド化し、国内初の従業員エンゲージメント向上クラウドとして「モチベーションクラウド」の提供を開始しております。また、2007年12月には東京証券取引所市場第二部に上場し、2008年12月には東京証券取引所市場第一部に指定変更を行い、2022年4月には東京証券取引所の市場区分の見直しにより、東京証券取引所市場第一部からプライム市場に移行いたしました。

一方で、当社は2012年11月に、当社の実質的な存続会社であるFringe81株式会社（以下「旧

Fringe81] といいます。)の経営陣によるMBOの受け皿会社として、Fringe81ホールディングス株式会社の商号で設立されました。その後、2013年3月に旧Fringe81の既存株主から発行済株式の72%を取得し子会社化した後、2013年7月に旧Fringe81を吸収合併し、同日に商号をFringe81ホールディングス株式会社からFringe81株式会社に変更いたしました。2017年6月には東京証券取引所マザーズ市場に株式を上場、同月HR(人事)領域の新サービスとして「Unipos」の提供を開始し、成長事業の一つと位置付け育成に努めてまいりました。2021年10月には、事業の中心を祖業である広告事業から成長事業であるUnipos事業へ転換するという抜本的な構造改革を実施し、経営資源をUnipos事業へ集中するとともに、現商号に変更いたしました。2023年10月からは、エンタープライズ企業向けに人的資本経営コンサルティング等の提供も開始いたしました。

LMI及び当社をとりまく事業環境としては、少子高齢化による労働力人口の縮小、産業のサービス化、及び働き手の価値観の多様化が進む中で、企業が「従業員や応募者から選ばれ続ける」ことの重要性和難易度はこれまで以上に高まっています。更に人工知能(AI)の急速な技術的発展は、働き手に求める技能を高度化させると同時に、生産性向上の必要性を一層高め、人材マネジメントの手法そのものの刷新を迫っています。また、2023年3月31日以降に終了する事業年度から義務化された人的資本情報の開示要請により、企業は人材への投資や従業員の愛着心・働きがい(エンゲージメント)の成果を数値で示すことが求められるようになりました。こうした環境下において、企業は既存従業員の能力を最大限に引き出す取り組みと、優秀な人材を呼び込み定着させる施策を両立させることが不可欠となっていることから、HRTech市場(注)は、今後益々の成長が期待できると考えております。その中でも、エンゲージメント市場は今後も成長が見込まれる一方で、人材採用・紹介や人材教育といった既存の人材関連市場に比べると現時点では相対的に市場規模が小さく、市場の拡大が見込まれる領域であるため、市場そのものを拡大・啓発する「市場創造活動」が事業成長の鍵となります。今後、市場拡大の機運が高まるにつれ、同領域に商機を見出した競合サービスの新規参入者との競争の激化が懸念されるため、より充実したサービスラインナップの確立と、強固な顧客基盤の構築・定着を早期に図る必要があると考えております。まずは、エンタープライズ企業を顧客ターゲットの中心として据え、より積極的なマーケティング投資による顧客の獲得と、そのような積極的な投資活動を実現するための安定した財務基盤の確立や、サービス拡充による顧客への付加価値の向上を速やかに実現することが必要であると認識しております。

(注)「HRTech」とはHR(Human Resource)とテクノロジーを組み合わせた概念で、人事業務にテクノロジーを活用することで、業務の効率化や高度化を実現する取り組み全般を指します。

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

普通株主様による種類
株主総会参考書類

このような事業環境の下、LMIと当社は、それぞれ積極的な事業領域の拡大と経営基盤の強化を進めていくにあたり、お互いがエンゲージメント市場に属する事業者同士であり、それぞれが主力の事業領域やサービス提供において培ってきたノウハウやネットワークその他の経営資源を相互に活用し、補完し合うことによって、各社単体での取組み以上に、エンゲージメント市場の更なる発展と両社の更なる中長期的な企業価値の発展を促進することができるものと考え、協議を進めてまいりました。

その結果、LMI及び当社は、本取引により、各社の経営資源を相互に活用し、補完し合うことによって、以下のシナジー効果の実現が期待できるとの判断に至りました。

i. 相互補完による既存事業の拡大

LMIは、従業員エンゲージメントの向上を支援する「モチベーションクラウド エンゲージメント」の診断結果に応じた変革サービスとして、組織人事の全領域におけるコンサルティング支援を行っています。加えて、組織風土の活性化を支援する「モチベーションクラウド シェアリング」や人材育成を支援する「モチベーションクラウド ロールディベロップメント」といった変革サービスのクラウド化も自社開発で進めてきましたが、圧倒的な競争優位性を確立するためには、クラウドにおける変革サービスのさらなる拡充が不可欠です。

本取引を通じて、「モチベーションクラウド エンゲージメント」を利用するクライアントにおいて、組織課題に対する解決策のひとつとして当社が提供するHR領域のソフトウェア「Unipos」や「組織インサイトサーベイ」を提供することが可能となります。例えば、企業内の組織風土・心理的安全性やコミュニケーションに課題があることが明らかになったLMIのクライアントに対して、変革の手段として「Unipos」を提供していきます。また、組織課題をより深く組織内で明確にしたいLMIのクライアントに対して、「組織インサイトサーベイ」を提供していきます。両社サービスの更なる付加価値の向上及び「Unipos」「組織インサイトサーベイ」の更なる利用層の拡大が実現できるため、両社の企業価値が向上すると考えております。

ii. 経営基盤の強化

企業の競争力の源泉である、人材（財）の活用・強化、パートナー・ネットワークの活用、財務基盤強化といった、両社が有する経営資源・ノウハウを結集し、経営の効率化を推進することができると考えております。加えて、両社は人的資本経営及び開示に関して高いブランドを有しているため、本取引により両社のブランド資産を融合し、認知度向上及びブランディング

グの価値向上とコスト削減を図ることで、持続的成長を支える強靱な経営基盤の構築を図ります。

iii. 管理体制の最適化及び積極的な投資の実行

本取引の完了後、両社の管理部門において重複する業務を見直し、最適な管理体制を構築することによって、コストの削減及び管理能力の向上を実現することができると考えております。また、本取引を通じて、当社が上場廃止となり、上場維持のための関連コストを削減することができれば、当社の財務基盤をより安定的なものとするのが可能となります。このような経営体制の最適化により管理コストを削減することができ、その分当社の中長期的な事業成長のための積極的な事業投資（顧客の更なる拡大のためのマーケティング投資、サービス拡充のための開発投資及び人的資本に対する投資など）を実現できると考えております。

LMI及び当社は、両社間で更なる協議を進めた結果、上記の各シナジーを実現していくにあたり、LMIが当社の株式の一部を取得し、当社が上場を維持したまま資本業務提携等の提携を行うといった方策も検討したものの、当社が上場を維持したままでは、上場企業として独立した事業運営が必要となることや、経営資源の相互活用において、有用性や取引としての客観的な公正性について当社の少数株主を含む各ステークホルダーの利益を考慮した慎重な検討を要する等、両社における少数株主の利益相反の可能性を考慮せざるを得ないと考えております。例えば、LMIと当社において、それぞれが保有するクライアント・ネットワークやパートナー・ネットワークをはじめとした経営資源の相互活用を企図しておりますが、利益の一部がLMI以外のステークホルダーに流出するといった観点から、LMIとしても、当社を含むLMIの企業価値向上を図るための機動的かつ効果的な施策を実行することに慎重にならざるを得ず、迅速かつ柔軟な意思決定を行う上での制約が存在する状況となることが想定されます。また、人材の相互活用等においても、LMIと当社との相互の独立性を保つ観点から情報の流用や漏洩が生じないようにしなければならないため、経理業務や人事業務などの管理業務を共有できなかったり、相互にノウハウの共有ができなかったりするなど、当社の少数株主の利益を慎重に配慮する必要があることで、迅速かつ柔軟な意思決定を行う上での制約が存在する状況となることや、結果としてシナジーの一つである管理コストの削減が図れない状況となることが想定されます。上記のような想定を踏まえると、当社が上場を維持したままでは、両社間での経営資源の相互活用に自ずと一定の限界が生じてしまうため、上記の各シナジーを最大限実現していくためには、本株式交換を含む本取引を通じてLMIが当社を完全子会社化し、株主構成を実質的に一致させることで両社間の利害関係を完全に一致させ、両社がそれぞれの部分最適に陥らないような意思決定の体制を構築する必要があるとの共通認識に至りました。

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

普通株主様による種類
株主総会参考書類

その上で、上記の各シナジーの実現に向けて、両社が本取引を行うにあたっては、各社の事業の枠組みを保持しながら本取引後にシナジーを追求できる体制を構築することが望ましく、かかる観点からは両社の法人格の維持を前提とするスキームを採用することが適切であると考えられること、また、本株式交換の手法を用いることで、両社の株主の皆様、(a)LMIの普通株式（以下「LMI株式」といいます。）の所有を通じて、本株式交換後に期待されるシナジー効果や、シナジー効果の発現によるLMIの事業発展・収益拡大と、その結果としてのLMI株式の株価上昇の利益等を享受する機会を提供することが可能となるとともに、(b)東京証券取引所プライム市場に上場するLMI株式は、市場で取引することで随時現金化することも可能であり、流動性を提供することも可能となること等、様々な点を勘案した結果、LMI及び当社は、LMI株式を対価とする本株式交換の方法により本取引を実施することが最適であるとの判断に至りました。

なお、本取引の成立に伴い、2021年5月にSansan株式会社（以下「Sansan」といいます。）と当社が締結した資本業務提携契約は解消されますが、上記に記載のとおり、LMIとのシナジー効果の実現を見込んでいることから、影響は軽微なものと考えております。

2. 本取引の一環としての本株式譲渡の概要

LMIは、2025年5月22日開催の取締役会において、本取引の一環として、Sansanとの間で、Sansanが保有する当社のA種優先株式（以下「当社優先株式」といいます。）3,800株及び当社普通株式366,200株を譲り受ける（以下「本株式譲渡」といいます。）旨の株式譲渡契約（以下「本株式譲渡契約」といいます。）を締結することを決議し、同契約を締結いたしました。本株式譲渡は本株式交換の効力発生前に実行することを予定しており、本株式交換は本株式譲渡の実行を条件として実行することとなります。

また、本株式譲渡は、①本株式交換契約に係る議案が、本定時株主総会及び本普通株式種類株主総会（本株式交換）において承認されること、及び、②本定款変更（以下で定義します。）に係る議案が、本定時株主総会及び当社優先株式に係る種類株主総会（以下「本優先株式種類株主総会（本定款変更）」）において承認されること等を前提条件として、2025年7月1日に実行することを予定しております。なお、本株式譲渡契約に基づき、Sansanは、LMIとの間で本定時株主総会、本普通株式種類株主総会（本株式交換）及び本優先株式種類株主総会（本定款変更）において、本株式交換の承認議案及び本定款変更の承認議案に賛成の議決権を行使することを合意しております。

本株式譲渡の譲渡対価は総額2,028,014,300円（当社普通株式合計：32,958,000円、当社優

先株式合計：1,995,056,300円) であり、当社優先株式に係る取得請求権が行使され当社普通株式に全て転換されたものとして計算した場合、本優先株式の転換による希薄化の影響を受けていない現時点の当社普通株式の算定基準日(2025年5月21日)の株価終値、算定基準日までの直近1ヶ月間、直近3ヶ月間及び直近6ヶ月間の終値単純平均値のいずれからも一定のディスカウントがされた条件となっており、算定基準日までの1ヶ月平均、3ヶ月平均及び6ヶ月間の終値単純平均値に対してプレミアムが付された本株式交換の方が当社の株主にとって有利な取引条件となっているため、Sansanのみに有利な価格で売却の機会を与えるものではありません。

なお、2025年5月22日時点においては、当社優先株式3,800株のうち、Sansanが1,900株を、株式会社日本政策投資銀行(以下「DBJ」といいます。)が残りの1,900株を保有しておりますが、Sansanは本株式譲渡の実行前に、DBJから、DBJが保有する当社優先株式1,900株を取得(以下「当社優先株式譲渡(DBJ)」)といたします。)することを予定しております。また、本株式譲渡契約において、当社優先株式譲渡(DBJ)が適法かつ有効に実行されていることが、本株式譲渡のクロージングに向けたLMI及びSansanの義務履行の前提条件となっております。

なお、当社は、本取引に関して、2025年5月22日開催の取締役会において、当社優先株式の内容の変更に係る定款の一部変更(以下「本定款変更」といいます。)について、本定時株主総会及び本優先株式種類株主総会(本定款変更)に付議することを決議しております。具体的には、当社は、Sansan及びLMIから、当社優先株式に、当社普通株式を対価とする取得請求権の定めが付されているため、当社優先株式譲渡(DBJ)及び本株式譲渡について金融商品取引法上の公開買付けの実施が必要となる可能性があるとして、これが不要であることを明確にすべく、当該取得請求権の定めを削除することについて要請を受けたことから、かかる要請を踏まえ、本株式譲渡を含む本取引を実施するため、本定款変更により、当該取得請求権の定めを削除することを予定しております。詳細については、当社が2025年5月22日付で公表した「定款の一部変更に関するお知らせ」をご参照ください。

以上の本取引のストラクチャーを図で表示すると、大要以下のとおりとなります。

<本取引のストラクチャー図>

I. 本取引の実施前(現状)

2025年5月22日時点においては、当社優先株式3,800株のうち、Sansanが1,900株を、DBJが残りの1,900株を保有しており、当社普通株式13,005,624株(2025年3月31日現在の発行済普通株式総数(13,017,800株)から、当社が2025年5月9日に公表した「2025年3月期 決算短信〔日本基準〕(非連結)」(以下「当社決算短信」といいます。)に記載された

招集ご通知

事業報告

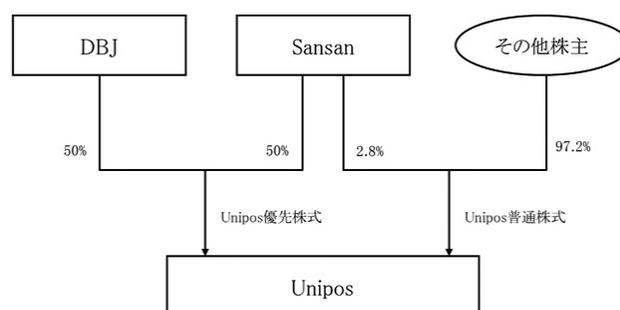
計算書類

監査報告

株主総会参考書類

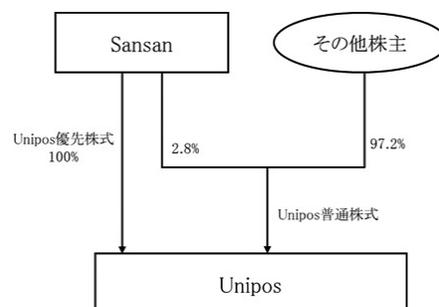
普通株主様による種類株主総会参考書類

2025年3月31日現在の当社が所有する自己株式数（12,176株）を控除した株式数）のうち、Sansanが366,200株を、残りの12,639,424株を其他株主が保有しております。



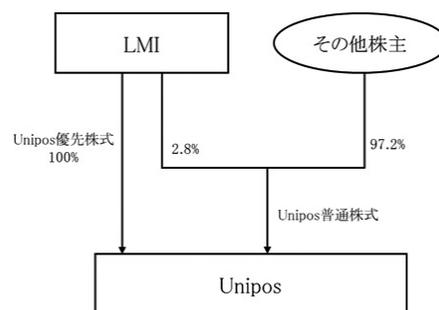
II. 本優先株式譲渡 (DBJ)

SansanはDBJから、DBJが保有する当社優先株式1,900株を取得し、その結果、Sansanは、当社優先株式の全てである3,800株と、当社普通株式366,200株を保有することとなります。



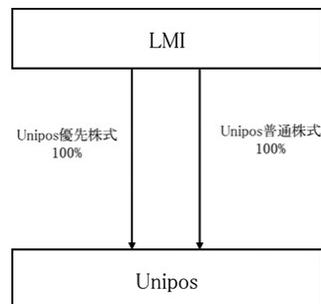
Ⅲ. 本株式譲渡

LMIは、Sansanから当社優先株式3,800株及び当社普通株式366,200株を取得し、その結果、LMIは、当社優先株式の全てである3,800株と、当社普通株式366,200株を保有することとなります。



Ⅳ. 本株式交換

本株式交換により、その効力発生日である2025年8月1日（予定）をもって、LMIは当社の完全親会社となります。



3. 本株式交換契約の内容の概要

当社及びLMIが2025年5月22日付で締結した本株式交換契約の内容は次のとおりです。

株式交換契約書（写）

株式会社リンクアンドモチベーション（以下「甲」という。）及びUnipos株式会社（以下「乙」という。）は、2025年5月22日（以下「本契約締結日」という。）、以下のとおり株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（本株式交換）

甲及び乙は、本契約の規定に従い、甲を株式交換完全親会社とし、乙を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行い、甲は、本株式交換により、乙の発行済普通株式（甲が有する乙の株式を除く。以下同じ。）の全部を取得する。

第2条（株式交換完全親会社及び株式交換完全子会社の商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、以下のとおりである。

甲（株式交換完全親会社）

商号：株式会社リンクアンドモチベーション

住所：東京都中央区銀座四丁目12番15号 歌舞伎座タワー

乙（株式交換完全子会社）

商号：Unipos株式会社

住所：東京都渋谷区桜丘町1番1号渋谷サクラステージ

第3条（本株式交換に際して交付する株式及びその割当て）

1. 甲は、本株式交換に際して、本株式交換により甲が乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）における乙の株主（第9条に基づく乙の自己株式の消却後の株主をいうものとし、甲を除く。以下本条において同じ。）に対して、乙の株式に代わり、その有する乙の普通株式の数の合計に0.35を乗じて得た数の甲の普通株式を交付する。
2. 甲は、本株式交換に際して、基準時における乙の株主に対して、その有する乙の普通株式1株当たり、甲の普通株式0.35株の割合（以下「本株式交換比率」という。）をもって、甲の普通株式を割り当てる。
3. 前二項の規定に従い甲が乙の株主に対して割り当てるべき甲の普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、甲は会社法第234条その他の関連法令の規定に従い処理する。

第4条（甲の資本金及び準備金の額）

本株式交換により増加すべき甲の資本金及び準備金の額は以下のとおりとする。

- (1) 資本金の額 0円
- (2) 資本準備金の額 会社計算規則第39条に従い甲が別途定める額
- (3) 利益準備金の額 0円

招集ご通知

第5条（本効力発生日）

本株式交換がその効力を生ずる日（以下「本効力発生日」という。）は、2025年8月1日とする。但し、本株式交換の手續の進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙は協議し合意の上、これを変更することができる。

事業報告

第6条（株主総会の承認）

1. 甲は、会社法第796条第2項本文の規定により、本契約につき株主総会の承認を受けない。但し、同条第3項の規定により、本契約につき株主総会の承認が必要となった場合、甲は、本効力発生日の前日までに、本契約につき株主総会の承認を求める。
2. 乙は、本効力発生日の前日までに、本契約の承認及び本株式交換に必要なその他の事項に関する株主総会及び普通株式に係る種類株主総会の決議による承認を求める。

計算書類

第7条（事業の運営等）

1. 甲及び乙は、本契約締結日から本効力発生日までの間、それぞれ善良な管理者の注意をもって自らの業務の遂行並びに財産の管理及び運営を行うものとする。
2. 甲及び乙は、本契約締結日から本効力発生日までの間、本契約において別途定める場合を除き、自らをして、本株式交換の実行又は本株式交換比率に重大な影響を及ぼす具体的なおそれのある行為を行い又は行わせる場合は、事前に相手方当事者と協議し、書面合意の上、これを行い又は行わせるものとする。

監査報告

第8条（剰余金の配当）

1. 甲は、①2025年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、1株当たり3.90円を限度として、②2025年6月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、1株当たり3.90円を限度として、③2025年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、1株当たり3.90円を限度として、剰余金の配当を行うことができる。

株主総会参考書類

普通株主様による種類株主総会参考書類

2. 甲及び乙は、前項に定めるものを除き、本契約締結日以降、本効力発生日以前の日を基準日とする剰余金の配当の決議を行ってはならない。

第9条（自己株式の消却）

乙は、本効力発生日の前日までに開催される取締役会の決議により、基準時において保有する自己株式（本株式交換に際して行使される会社法第785条第1項に定める反対株主の株式買取請求に応じて取得する自己株式を含む。）の全部につき基準時をもって消却するものとする。

第10条（本新株予約権の処理）

乙は、本契約の承認に係る乙の株主総会決議が可決された場合、当該決議日後速やかに（遅くとも2週間以内に）、乙が発行している、2016年9月2日開催の乙の臨時株主総会の決議並びに乙のB種種類株主総会及びC種種類株主総会の決議に基づき発行された第3回新株予約権、及び2022年4月20日開催の乙の定時取締役会の決議に基づき発行された第7回新株予約権（以下「本新株予約権」と総称する。）のうち、基準時において残存している全てについて、本契約の承認に係る乙の株主総会決議が行われたことを取得事由として、本新株予約権の取得条項に基づいて無償取得（以下「本新株予約権無償取得」という。）する旨の取締役会決議を行うとともに、基準時をもって本新株予約権無償取得を行う。

第11条（本株式交換の条件変更等）

本契約締結日以降、本効力発生日に至るまでの間において、本株式交換の実行に重大な支障となる事態が生じ又は明らかとなった場合その他本契約の目的の達成が困難となった場合には、甲及び乙は、協議し合意の上、本株式交換の条件その他の本契約の内容を変更し、若しくは本株式交換を中止し、又は本契約を解除することができる。

第12条（本契約の効力）

本契約は、以下の場合には、その効力を失う。

- (1) 本効力発生日の前日までに、乙の株主総会及び普通株式に係る種類株主総会において、本契約の承認が得られない場合
- (2) 甲において、会社法第796条第3項の規定により本契約に関して株主総会の承認が必要となったにもかかわらず、本効力発生日の前日までに甲の株主総会において本契約の承認が得られない場合
- (3) 本効力発生日の前日までに、①乙の発行するA種優先株式（以下「本優先株式」という。）

に係る普通株式を対価とする取得請求権を削除する旨の定款変更につき、乙の株主総会及び本優先株式に係る種類株主総会の承認が得られない場合、又は②上記定款変更の効力が生じていない場合

- (4) 甲の責めに帰すべき事由がないにもかかわらず、本効力発生日の前日までに、甲が本優先株式の全て（3,800株）を取得していない場合（なお、甲は、甲が本優先株式の全てを取得できないおそれを具体的に認識した場合には直ちに乙に通知し、乙の要請に応じて説明するものとする。）
- (5) ①本効力発生日の前日までに、第10条に基づく本新株予約権無償取得に係る乙の取締役会決議が行われなかった場合、又は②本新株予約権無償取得が基準時において実行されなかった場合
- (6) 前条に基づき本契約が解除された場合

第13条（準拠法及び管轄）

- (1) 本契約は、日本法に準拠し、かつ同法に従い解釈されるものとする。
- (2) 甲及び乙は、本契約に関する一切の紛争について、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第14条（誠実協議）

甲及び乙は、本契約に定めのない事項については、本契約の趣旨に従い、誠実に協議の上これを決するものとする。

上記合意の成立を証するため、本書2通を作成し、各当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

2025年5月22日

甲 東京都中央区銀座四丁目12番15号 歌舞伎座タワー
株式会社リンクアンドモチベーション
代表取締役会長 小笹 芳央

乙 東京都渋谷区桜丘町1番1号渋谷サクラステージ
Unipos株式会社
代表取締役社長 松島 稔

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

普通株主様による種類株主総会参考書類

4. 交換対価の相当性に関する事項

(1) 交換対価の総数及び割当ての相当性に関する事項

① 本株式交換に係る割当ての内容

	LMI (株式交換 完全親会社)	当社 (株式交換 完全子会社)
本株式交換に係る 割当比率	1	0.35
本株式交換により 交付する株式数	LMI株式：4,423,798株（予定）	

(注1) 株式の割当比率

当社普通株式1株に対して、LMI株式0.35株を割当交付いたします。なお、上記表の本株式交換に係る割当比率（以下「本株式交換比率」といいます。）は、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合、両社で協議し合意の上、変更することがあります。

(注2) 本株式交換により交付するLMI株式の数

本株式交換により交付される予定のLMI株式の数として、当社決算短信に記載された2025年3月31日現在の発行済普通株式総数（13,017,800株）から、当社決算短信に記載された2025年3月31日現在の当社が所有する自己株式数（12,176株）及び本株式譲渡によりLMIがSansanから譲り受ける当社普通株式の数（366,200株）を控除した株式数（12,639,424株）に、本株式交換比率を乗じた数を記載しております。

LMIは、本株式交換に際して、LMIが当社の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）の当社の株主の皆様に対して、その所有する当社普通株式に代えて、本株式交換比率に基づいて算出した数のLMI株式を割当交付いたします。ただし、当社が所有する自己株式、並びに、LMIが所有する当社普通株式及び当社優先株式に対しては、本株式交換に伴うLMI株式の割当は行いません。割当交付するLMI株式には、LMIが所有する自己株式（2,500,017株）と、新たに発行するLMI株式（1,923,781株）を使用する予定です。

なお、当社は、本株式交換の効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、当社が基準時の直前の時点において所有している自己株式（本株式交換に際して会社法第785条第1項の規定に基づいて行使される株式買取請求に係る株式の買取りによって当社が取得する自己株式を含みます。）の全部を、基準時の直前の時点をもって消却する予定です（そのため、当社決算短信に記載された、2025年3月31日現在の当社が所有する自

己株式数（12,176株）は、上記の本株式交換により交付する株式数の算出において、LMI株式を交付する対象から除外しております。）。

本株式交換により割当交付するLMI株式の総数については、当社の新株予約権の行使、及び当社による自己株式の取得・消却等の理由により、今後修正される可能性があります。

(注3) 単元未満株式の取扱い

本株式交換により、1単元（100株）未満のLMI株式の割当てを受ける当社の株主の皆様につきましては、その所有する単元未満株式を東京証券取引所その他の金融商品取引所において売却することはできません。そのような単元未満株式を所有することとなる株主の皆様は、会社法第192条第1項の規定に基づき、LMIに対し、自己の所有する単元未満株式を買い取ることを請求することが可能です。

(注4) 1株に満たない端数の処理

本株式交換に伴い、LMI株式1株に満たない端数の割当交付を受けることとなる当社の株主の皆様に対しては、会社法第234条その他の関連法令の規定に基づき、その端数の合計数（合計数に1株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てるものとします。）に相当する数のLMI株式を売却し、かかる売却代金をその端数に応じて当該株主の皆様にお支払いいたします。

② 本株式交換に係る割当ての内容の根拠等

イ) 割当ての内容の根拠及び理由

LMIは、2024年12月上旬に、本取引を通じて当社の株主をLMIのみとする当社の完全子会社化を実施することが最善と判断いたしました。そして、上記「1. 本株式交換を行う理由」に記載のメリット及びシナジーの創出を目指し、当社に対し、2025年1月31日に「貴社の完全子会社化に関する初期的なご提案」（以下「一次意向表明書」といいます。）を提出し、当社に対して、本取引の実施に向けた検討・協議を開始したい旨の意向を伝えました。これを受け、当社からは、かかる要請に応じる旨の意向が示されたことから、両社間での協議・検討を開始するに至りました。

その後、LMIは、2025年3月下旬から同年5月上旬まで、当社は2025年4月上旬から同年5月上旬まで、相互にデュー・ディリジェンスを行いました。

また、LMIは、かかるデュー・ディリジェンスの開始と並行して、当社の完全子会社化のスキームについて検討を進めました。当初、LMIは、当社の完全子会社化の方法として、当社優先株式を取得するための公開買付けと株式交換を組み合わせたスキームを検討してお

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

普通株主様による種類
株主総会参考書類

り、2025年3月12日、LMIは、当社に対し、当該スキームにより、当社を完全子会社化することを提案いたしました。具体的には、SansanがDBJから、当社優先株式譲渡（DBJ）によりDBJが保有する当社優先株式1,900株を取得した上で、LMIがSansanの保有する全ての当社優先株式及び当社普通株式を公開買付けの手法により一定のディスカウントを行った価格で取得し、最終的にLMIが、当社を株式交換の手法により完全子会社化する方法を提案いたしました。しかし、当該スキームの実施について、金融庁への事前相談及び法令照会を実施したところ、当社優先株式に当社普通株式を対価とする取得請求権の定めが付されていると、当社優先株式譲渡（DBJ）及び本株式譲渡の双方について金融商品取引法上の公開買付けの実施が必要となる可能性があるとのことであったため、これが不要であることを明確にした上で、当社優先株式譲渡（DBJ）及び本株式譲渡を実施する必要があるとして、LMI及びSansanは、当該取得請求権の定めを削除することを当社に要請いたしました。当該取得請求権の定めを削除することで、当社優先株式譲渡（DBJ）及び本株式譲渡のいずれについても公開買付けの実施が不要となることから、当社優先株式及び当社普通株式を取得するための公開買付けは行わず、Sansanから公開買付けの方法によらない相対取引によりこれらを取得することとしております。また、LMI及び当社による相互へのデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて、真摯に協議・交渉を重ねた結果、LMI及び当社は、本株式交換を用いた本取引によって、LMIが当社を完全子会社化及び非公開化することが、LMI及び当社の企業価値向上にとって最善の判断であると考えに至りました。

また、当社及びLMIは、上記「① 本株式交換に係る割当ての内容」に記載の本株式交換比率の公正性・妥当性を担保するため、それぞれ個別に、LMI、Sansan及び当社から独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼すること、並びに、LMI、Sansan及び当社から独立したリーガル・アドバイザーから法的助言を受けることといたしました。そして、LMIは、山田コンサルティンググループ株式会社（以下「山田コンサル」といいます。）をファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として、TMI総合法律事務所（以下「TMI」といいます。）をリーガル・アドバイザーとして、それぞれ選定し、当社は、株式会社AGSコンサルティング（以下「AGSコンサルティング」といいます。）をファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として、アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業（以下「アンダーソン・毛利・友常法律事務所」といいます。）をリーガル・アドバイザーとして、それぞれ選定いたしました。

LMI及び当社は、それぞれ、自らが選定した第三者算定機関による株式交換比率の算定結果や、リーガル・アドバイザーからの助言を参考に、相手方に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等をも踏まえて慎重に検討し、それぞれの財務の状況、資産の状況、将来

の見通し等の要因を総合的に勘案した上で、当社及びLMIの間で、本株式交換比率について慎重に協議・交渉を重ねてまいりました。

そして、LMIにおいては、下記「(3) 公正性を担保するための措置（利益相反を回避するための措置を含む。）」に記載のとおり、第三者算定機関である山田コンサルから取得した株式交換比率に関する算定書、リーガル・アドバイザーであるTMIからの助言及びLMIが当社に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて、慎重に協議・検討した結果、本株式交換比率は妥当であり、LMIの株主の皆様の利益に資すると判断いたしました。

また、当社においては、下記「(3) 公正性を担保するための措置（利益相反を回避するための措置を含む。）」に記載のとおり、第三者算定機関であるAGSコンサルティングから取得した株式交換比率に関する算定書、リーガル・アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所からの助言、当社がLMIに対して実施したデュー・ディリジェンスの結果、並びにLMI、Sansan及び当社との間で利害関係を有しない独立した委員から構成される特別委員会（詳細については、下記「(3) 公正性を担保するための措置（利益相反を回避するための措置を含む。）」の「③ 特別委員会の設置及び答申書の取得」に記載のとおりです。以下「本特別委員会」といいます。）から受領した答申書等を踏まえ、慎重に協議・検討いたしました。その結果、当社は、AGSコンサルティングから取得した株式交換比率算定書における算定結果のレンジの中央値を超える水準であることから、本株式交換比率は妥当であり、当社の少数株主の皆様の利益に資すると判断いたしました。

このように、LMI及び当社は、本株式交換比率はLMI及び当社のそれぞれの株主の皆様の利益に資するものであるとの判断に至ったため、それぞれ2025年5月22日開催の取締役会において、本株式交換比率により本株式交換を行うことを決定いたしました。

なお、本株式交換比率は、算定の根拠となる諸条件に重大な変更が生じた場合、LMIと当社が協議した上で、合意により変更されることがあります。（ただし、本株式譲渡の譲渡対価よりも不利な条件とならない株式交換比率を設定いたします。）。

ロ) 算定に関する事項

Ⅰ. 算定機関の名称及び両社との関係

LMIの第三者算定機関である山田コンサル及び当社の第三者算定機関であるAGSコンサルティングはいずれも、LMI、Sansan及び当社から独立した算定機関であり、LMI、Sansan及び当社の関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

普通株主様による種類
株主総会参考書類

II. 算定の概要

(i) 山田コンサルによる算定

山田コンサルは、LMIについては、同社が東京証券取引所プライム市場に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価基準法（算定基準日である2025年5月21日を基準日として、東京証券取引所プライム市場におけるLMI株式の算定基準日の株価終値、2025年4月22日から算定基準日までの直近1ヶ月間の終値単純平均値、2025年2月25日から算定基準日までの直近3ヶ月間の終値単純平均値、2024年11月22日から算定基準日までの直近6ヶ月間の終値単純平均値を採用しております。）を採用して算定を行いました。

当社については、同社が東京証券取引所グロース市場に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価基準法（算定基準日である2025年5月21日を基準日として、東京証券取引所における当社普通株式の算定基準日の株価終値、2025年4月22日から算定基準日までの直近1ヶ月間の終値単純平均値、2025年2月25日から算定基準日までの直近3ヶ月間の終値単純平均値、2024年11月22日から算定基準日までの直近6ヶ月間の終値単純平均値を採用しております。）を、また、将来の事業活動の状況を評価に反映するためディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）を、採用して算定を行いました。

なお、LMI株式の1株当たりの株式価値を1とした場合の当社普通株式の評価レンジは、以下のとおりです。

LMI	当社	株式交換比率の算定結果
市場株価法	市場株価法	0.261 ~ 0.422
	DCF法	0.300 ~ 0.420

山田コンサルは、株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則として採用し、それらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証は行っておりません。また、両社の資産及び負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）については、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への評価、鑑定又は査定の依頼も行っておりません。加えて、当社から提出された財務予測（利益計画その他の情報を含みます。）に関する情報については、当社の経営陣により、当該提出時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。山田コンサルの算定は、2025年5月21日までに同社が入手した情報

及び経済条件を反映したものとなります。

なお、山田コンサルがDCF法による算定の前提とした事業計画においては、当社の直近までの業績の動向、一般に公開された情報、LMIが当社に対して行ったデュー・デリジェンスの結果及び本取引の実行により想定されるシナジー効果等の諸要素を考慮してLMIが見積もった、2026年3月期から2030年3月期までの5期分の当社の事業計画案には、大幅な増益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、エンタープライズ企業を中心とした顧客層の拡大に伴うストック売上高の増加及び人的資本経営コンサルティング事業の伸長による売上高の増加を要因として、2026年3月期、2027年3月期、2028年3月期、2029年3月期及び2030年3月期において、それぞれ前営業年度と比較して15.0%、11.9%、11.7%、11.6%、11.6%以上の増加を見込んでおります。営業利益においては、上記の各年度の売上高の増加の影響に加え、営業赤字であった2024年3月期から2025年3月期にかけて実施した地代家賃や広告宣伝費などの経費の削減等の効果により、2026年3月期においては営業黒字化を見込んでおり、加えて、2027年3月期及び2030年3月期において、それぞれ前営業年度と比較して55.0%、32.3%以上の増加を見込んでおります。なお、山田コンサルがDCF法に用いた2026年3月期から2030年3月期までの5期分の当社の事業計画案は、本取引の実行を前提としております。

(ii) AGSコンサルティングによる算定

AGSコンサルティングは、LMIについては、同社が東京証券取引所プライム市場に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価基準法（算定基準日である2025年5月21日を基準日として、東京証券取引所プライム市場におけるLMI株式の算定基準日の株価終値、2025年4月22日から算定基準日までの直近1ヶ月間の終値単純平均値、2025年2月25日から算定基準日までの直近3ヶ月間の終値単純平均値、2024年11月22日から算定基準日までの直近6ヶ月間の終値単純平均値を採用しております。）を採用して算定を行いました。

当社については、同社が東京証券取引所グロース市場に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価基準法（算定基準日である2025年5月21日を基準日として、東京証券取引所における当社普通株式の算定基準日の株価終値、2025年4月22日から算定基準日までの直近1ヶ月間の終値単純平均値、2025年2月25日から算定基準日までの直近3ヶ月間の終値単純平均値、2024年11月22日から算定基準日までの直近6ヶ月間の終値単純平均値を採用しております。）を、また、将来の事業活動の状況

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

普通株主様による種類
株主総会参考書類

を評価に反映するためDCF法を、採用して算定を行いました。

なお、LMI株式の1株当たりの株式価値を1とした場合の当社普通株式の評価レンジは、以下のとおりです。

LMI	当社	株式交換比率の算定結果
市場株価法	市場株価法	0.271 ~ 0.403
	DCF法	0.270 ~ 0.417

AGSコンサルティングは、株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則として採用し、それらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証は行っておりません。また、両社の資産及び負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）については、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への評価、鑑定又は査定の依頼も行っておりません。加えて、当社から提出された財務予測（利益計画その他の情報を含みます。）に関する情報については、当社の経営陣により、当該提出時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。AGSコンサルティングの算定は、2025年5月21日までに同社が入手した情報及び経済条件を反映したものとなります。

なお、AGSコンサルティングがDCF法による算定の前提とした当社の財務予測は当社が作成した事業計画に基づいており、当該財務予測には、大幅な増益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、営業利益については、2026年3月期は主にソフトウェアの資産計上による原価の減少、広告費及び地代家賃の削減により2026年3月期の業績予想どおり前期比プラス305百万円、2029年3月期及び2030年3月期は売上高の増加に比して販売費及び一般管理費の増加率を抑えることにより、それぞれ前期比プラス30.6%、プラス38.6%となることを見込んでおり、EBITDAは上記要因により、2026年3月期、2030年3月期はそれぞれ前期比プラス351.4%、プラス34.8%となることを見込んでおります。また、フリー・キャッシュ・フローについては、2027年3月期、2028年3月期、2029年3月期及び2030年3月期において、営業利益の増加と運転資本の減少に伴いそれぞれ前期比プラス151百万円、プラス30.1%、プラス34.1%、プラス41.4%となることを見込んでおります。

なお、本取引の実行により実現することが期待されるシナジー効果については、現時点において具体的に見積もることは困難であるため、当該財務予測には加味されておらず、当該財務予測を基礎としたAGSコンサルティングによる算定にも盛り込まれており

ません。なお、当該財務予測については、本特別委員会が、その内容及び作成経緯等について当社との間で質疑応答を行い、当社の少数株主の利益に照らして不合理な点がないことを確認しております。

(2) 交換対価としてLMIの普通株式を選択した理由

当社及びLMIは、本株式交換の交換対価として、株式交換完全親会社となるLMIの普通株式を選択いたしました。当社及びLMIは、LMIの普通株式は東京証券取引所に上場されており、高い流動性を有するため随時現金化する機会が確保されていること、及び当社の株主がLMIの普通株式を交換対価として受け取る場合には、本取引による事業規模の拡大や収益力の強化等の効果やそれに伴う株価上昇や配当等による利益を享受することが可能であることから、LMIの普通株式が本株式交換の交換対価として適切であると判断いたしました。

(3) 公正性を担保するための措置（利益相反を回避するための措置を含む。）

LMIは、2025年5月22日現在、及び本定時株主総会に係る基準日においても、当社優先株式及び当社普通株式を所有していません。しかし、LMIは、当社優先株式1,900株（当社優先株式譲渡（DBJ）実行後は3,800株）及び当社普通株式366,200株を所有するSansanとの間で本株式譲渡契約を締結する意向を有していたことから、Sansanと当社の一般株主の利害が必ずしも一致しない可能性があることを踏まえ、LMI及び当社は、本株式交換に際して公正性を担保する必要があると判断し、以下の措置を実施しております。

① 両社における独立した第三者算定機関からの算定書の取得

LMIは、ファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である山田コンサルより、2025年5月21日付で、株式交換比率算定書を取得いたしました。算定書の概要は、上記「（1）交換対価の総数及び割当ての相当性に関する事項」の「① 本株式交換に係る割当ての内容」の「 算定に関する事項」をご参照ください。なお、LMIは、山田コンサルより、本株式交換比率の妥当性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得していません。

一方、当社は、ファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるAGSコンサルティングより、2025年5月21日付で、株式交換比率算定書を取得いたしました。算定書の概要は、上記「（1）交換対価の総数及び割当ての相当性に関する事項」の「② 本株式交換に係る割当ての内容の根拠等」の「 算定に関する事項」をご参照ください。なお、当社は、AGSコンサルティングより、本株式交換比率の妥当性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得していません。

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

普通株主様による種類株主総会参考書類

なお、山田コンサル及びAGSコンサルティングは、いずれもLMI、Sansan及び当社から独立しており、当該三社との間で重要な利害関係を有していません。

② 両社における独立した法律事務所からの助言

LMIは、本株式交換を含む本取引のリーガル・アドバイザーとして、TMIより、デュー・ディリジェンスの実施並びに本株式交換を含む本取引の諸手続及び取締役会の意思決定の方法・過程等について法的な観点から助言を得ております。

一方、当社は本取引に係る意思決定に慎重を期し、当社取締役会の意思決定における公正性及び適正性を確保するために、リーガル・アドバイザーとして選任したアンダーソン・毛利・友常法律事務所から、2025年1月下旬以降、本取引に関する諸手続を含む当社取締役会の意思決定の方法及び過程その他の留意点について、必要な法的助言を受けております。

なお、本特別委員会において、アンダーソン・毛利・友常法律事務所の独立性及び専門性に問題がないことが確認されております。

なお、TMI及びアンダーソン・毛利・友常法律事務所は、いずれもLMI、Sansan及び当社から独立しており、当該三社との間で重要な利害関係を有していません。

③ 特別委員会の設置及び答申書の取得

当社は、2025年1月22日の取締役会において、企業価値の向上及び一般株主利益の確保を図る観点から、本取引の是非や取引条件の妥当性についての交渉及び判断が行われる過程全般にわたってその公正性を担保するため、LMI、Sansan及び当社から独立性を有する委員の3名（当社独立社外監査役である鷲野泰宏氏（丸の内総合法律事務所パートナー弁護士）、当社独立社外取締役である菅原敬氏（株式会社アイスタイル取締役副会長 CFO）、及び、当社独立社外取締役である高橋理人氏（株式会社HBIP代表取締役））から構成される本特別委員会を設置することを決議いたしました（なお、本特別委員会の委員は、設置当初から変更しておらず、また、委員の互選により、本特別委員会の委員長として鷲野泰宏氏を選定しております。）。また、これらの者を本特別委員会の委員に選任することについて、田中弦氏、富岡圭氏、及び橋本宗之氏を除く取締役の承認を得ており、監査役全員が上記決議に異議がない旨の意見を述べております。

なお、当社の取締役6名のうち、当社の代表取締役会長である田中弦氏については、当社普通株式4,549,400株（所有割合：34.98%）（注）を所有しており、LMIが一次意向表明書を提出した時点においては同氏との間で公開買付けに応募しないことを内容とする契約を締結する

意向を有していたことから、当社の社外取締役である富岡圭氏及び橋本宗之氏については、Sansanの取締役を兼任していることから、それぞれ、当社の一般株主との利害が一致しない可能性があることを踏まえて、利益相反の疑義を回避する観点から、上記の当社取締役会における本取引に係る議案の審議及び決議には一切参加しておらず、また、本取引に関し、当社の立場においてLMIとの協議及び交渉にも一切参加しておりません。

(注) 当社決算短信に記載された2025年3月31日現在の当社が所有する自己株式数(12,176株)を控除した株式数(13,005,624株)に対する所有株式数の割合(小数点以下第三位を四捨五入)をいいます。以下同じとします。

当社は、取締役会決議に基づき、本特別委員会に対して、(a) 本取引の目的の合理性(本取引が当社の企業価値向上に資するかを含む。)に関する事項について検討し、当社取締役会に勧告を行うとともに、(b) 本取引の手の公正性に関する事項、(c) 本取引の取引条件の公正性・妥当性に関する事項、(d) 本取引を行うことが当社の少数株主にとって不利益なものでないかに関する事項等について検討し、当社取締役会に意見を述べること(以下、総称して「本諮問事項」といいます。)について諮問しております。なお、上記本諮問事項の検討に際しては、①当社の企業価値の向上に資するか否かの観点から、本取引の是非について検討・判断するとともに、②当社の一般株主の利益を図る観点から、取引条件の妥当性及び手の公正性について検討・判断するものとしています。

また、当社取締役会は、本特別委員会の判断内容を最大限尊重して本取引に関する意思決定を行うものとし、本特別委員会が本取引の取引条件が妥当でないと判断した場合には、当社取締役会は当該取引条件による本取引の承認をしないことを決議しております。更に、本特別委員会に対しては、(i) 本諮問事項について検討するに当たり、必要に応じ、財務若しくは法務等に関する独自のアドバイザーを当社の費用で選任し、又は、当社の財務若しくは法務等に関するアドバイザーを指名若しくは承認(事後承認を含む。)すること(なお、特別委員会は、当社のアドバイザーの独立性及び専門性に問題がないことを確認した場合には、当社のアドバイザーに対して専門的助言を求めることができる。)、(ii) 当社の役職員及びアドバイザーから本取引に関する検討及び判断に合理的に必要な情報を受領すること、並びに、当社の役職員、本取引の関係者その他特別委員会が必要と認める者から必要な事項を聴取すること、

(iii) 当社がLMIらとの間で行う交渉の過程に実質的に関与すること(当社及び当社のアドバイザーに事前に方針を確認し、適時にその状況の報告を受け、重要な局面で意見を述べ、指示又は要請を行うこと、及び、自らLMIらと交渉を行うことを含む。)、並びに(iv) その他本取引に関する検討及び判断に際して必要と特別委員会が認める事項を実施することに係る権限を付

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

普通株主様による種類
株主総会参考書類

与する旨を決議しております。

さらに、当社取締役会は、本特別委員会事務局はLMIとの間で特別の利害関係を有しない者から選ぶものとし、その指名及び変更は特別委員会の承認を経て行うことを決議するとともに、本特別委員会事務局を務める従業員において、本特別委員会における本取引の検討に係る情報については当社社内においても厳に秘密管理すべきことを併せて決議しております。

なお、本特別委員会の各委員に対しては、固定報酬が支払われることとされており、本取引の公表や成立等を条件とする成功報酬は含まれておりません。

本特別委員会は、2025年1月29日より2025年5月21日まで合計21回、計約19.5時間にわたって開催され、本諮問事項について、慎重に検討及び協議を行いました。

具体的には、まず、当社が選任したファイナンシャル・アドバイザー兼第三者算定機関であるAGSコンサルティング及び法務アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所につき、いずれも独立性及び専門性に問題がないことを確認し、その選任を承認いたしました。その上で、当社からは、本取引の目的、本取引に至る背景・経緯、株式交換比率の算定の前提となる当社の事業計画の策定手続及び内容、本取引の検討体制・意思決定方法等について説明を受けたほか、LMIに対して本取引の目的等に関する質問状を送付した上で、LMIから本取引の目的、本取引に至る背景・経緯、本取引後の経営方針や従業員の取扱い、本取引の手法等について説明を受け、質疑応答を行いました。また、当社の法務アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所から本取引に係る当社の取締役会の意思決定方法、本特別委員会の運用その他の本取引に係る手続面の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関して助言を受けるとともに、LMIに対する法務デュー・ディリジェンスの結果について説明を受け、質疑応答を行いました。更に、当社は、LMI及びSansanとの間に重要な利害関係を有しない株式会社AGS FAS（以下「AGS FAS」といいます。）に対してLMIに対する財務・税務デュー・ディリジェンスの実施を依頼し、本特別委員会は、AGS FASより財務・税務デュー・ディリジェンスの結果について説明を受け、質疑応答を行いました。加えて、AGSコンサルティングから株式交換比率の算定方法及び算定結果の説明を受け、質疑応答を行い、その合理性の検証を行いました。なお、本特別委員会は、AGSコンサルティングによる株式交換比率の算定の基礎となる当社の事業計画につき、当社より事業計画案の作成方針及びその内容の説明を受けた上で、当社が作成した事業計画案を承認しております。また、本特別委員会は、AGSコンサルティング及びアンダーソン・毛利・友常法律事務所の助言を受け、株式交換比率等の交渉方針を定めるとともに、その交渉内容について随時報告を受け、必要に応じて指示し、LMIに対して複数回に亘り書面で株式交換比率の提案を行う等、LMIとの交渉に実質的に関与いたしました。

本特別委員会は、以上のような経緯の下、上記諮問事項について慎重に検討・協議した結果、2025年5月22日に、当社の取締役会に対し、委員全員の一致で、大要以下の内容の本答申書を提出いたしました。

A) 答申内容

- (i) 本株式交換は、当社の企業価値の向上に資するものと評価でき、その目的は合理的であると認められる。
- (ii) 本株式交換に係る手続の公正性が確保されていると考えられる。
- (iii) 株式交換比率を含む本株式交換の条件は公正性・妥当性が確保されていると考えられる。
- (iv) 当社が本株式交換の実施を決定することは、当社の少数株主にとって不利益なものでないと考えられる。

B) 答申理由

- (i) 本株式交換の目的は合理的と認められるか（本株式交換が当社の企業価値の向上に資するかという点を含む。）

本特別委員会は、本株式交換に至る背景・経緯、本株式交換の目的及び本株式交換により得られるメリット等について、当社及びLMIに対するヒアリングを行い確認し、以下の理由により、本株式交換に至る経緯、当社の経営課題、本株式交換の目的及び本株式交換により得られるメリット及びデメリットについての説明内容については、いずれも特段不合理な点はなく、合理的な検討の結果と認められ、ひいては本株式交換は当社の企業価値の向上に資するものと評価でき、その目的は合理的であると認められると判断した。

- ・当社とLMIは、それぞれ積極的な事業領域の拡大と経営基盤の強化を進めていくにあたり、お互いがHRtechエンゲージメント市場に属する事業者同士であり、それぞれが主力の事業領域やサービス提供において培ってきたノウハウやネットワークその他の経営資源を相互に活用し、補完し合うことによって、各社単体での取組み以上に、エンゲージメント市場の更なる発展と両社の更なる中長期的な企業価値の発展を促進することができるものと考えていること。
- ・また、当社とLMIは、両社間のシナジーを最大限実現していくためには、本株式交換を含む一連の取引を通じてLMIが当社を完全子会社化し、株主構成を実質的に一致させることで両社間の利害関係を完全に一致させ、両社がそれぞれの

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

普通株主様による種類
株主総会参考書類

部分最適に陥らないような意思決定の体制を構築する必要があるとの共通認識に至ったこと。

- ・当社及びLMIによれば、本株式交換のメリットとして、相互補完による既存事業の拡大、経営基盤の強化、管理体制の最適化及び積極的な投資の実行が挙げられる一方で、本株式交換により当社が上場廃止になることのデメリットは限定的であること。また、本取引は当社とSansanとの間の資本業務提携の解消を前提とするものであるが、Sansanとの間の業務提携について当初想定していた事業上の連携による成長が十分に実現されていない状況に鑑みると、LMIとの相互補完の方が既存事業の拡大によるメリットを見込めるものであることから、かかる資本業務提携の解消による影響は限定的であると考えられること。

(ii) 本株式交換に係る手続の公正性が確保されているか

以下の理由から、本株式交換に係る手続の公正性が確保されていると考えられる。

(a) 本特別委員会の設置

本特別委員会は、以下のとおり、独立性を有し、かつ、特別委員会としての実効性を高めるための実務上の措置が採られた上で、企業価値の向上及び一般株主の利益を図る立場から、本株式交換の是非や取引条件の妥当性、手続の公正性について検討・判断を行っている。

- ・当社は、2025年1月下旬にLMIから本取引に係る初期的な提案を受けたことから、本取引の公正性を担保するため、本取引の検討に当たり必要となる独立した検討体制を検討・構築した上、同年1月下旬以降、本取引に係る具体的検討を開始することとした後に、2025年1月22日開催の当社取締役会において本特別委員会の設置を決議しており、実務上合理的な範囲で速やかに設置したものと見える。
- ・本特別委員会の各委員は、当社の社外取締役兼独立役員2名及び社外監査役兼独立役員1名により構成されているところ、当該各委員は、LMI及びSansanから独立しており、また、その報酬については、本取引の成否にかかわらず支払われる固定報酬のみであり、本株式交換の公表や成立等を条件とする成功報酬は含まれていないため、本特別委員会の各委員について、①LMI及びSansanからの独立性、並びに②本取引の成否からの独立性はいずれも認められるものと考えられる。

- ・当社取締役会は、本特別委員会の設置を決議するに際し、本特別委員会に対して、本特別委員会が自らLMIと交渉を行う権限、及び、LMIとの交渉を当社やアドバイザー等が行う場合でも適時にその状況の報告を受け、重要な局面で意見を述べ、指示や要請を行うこと等により本取引の取引条件に関する交渉過程に実質的に関与することができる権限を付与している。
 - ・当社取締役会は、本特別委員会の設置の決議に際し、本特別委員会に対し、必要に応じて当社が選任する財務又は法務等のアドバイザーから専門的助言を受けるとともに、必要に応じて本特別委員会独自の財務又は法務等のアドバイザーを選任した上で専門的助言を受けすることができる権限（この場合の費用は当社が負担するものとされている。）を付与しており、これを受けて、本特別委員会は、当社が選任したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるAGSコンサルティング、並びにリーガル・アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所につき、両者へのヒアリングを通じて、いずれも独立性に問題がないことを確認した上で、各アドバイザーから専門的助言を受けた。
 - ・当社取締役会は、本特別委員会の設置を決議するに際し、本特別委員会に対し、答申を行うにあたって必要な情報を当社の役職員から受領することについて判断できる権限を付与しており、本特別委員会は、かかる権限に基づき、当社の関係者に対するヒアリングを実施するなど、必要な事項の確認を行った。
 - ・当社取締役会は、本特別委員会の設置を決議するに際し、本取引に関する意思決定については、本特別委員会の判断内容を最大限尊重するものとし、本特別委員会が本取引に関する取引条件を妥当でないと判断した場合には、当該取引条件による本取引に賛同しない旨を決議している。
- (b) 当社における外部専門家からの独立した専門的助言等の取得
- ・第三者算定機関からの株式交換比率算定書の取得
 当社は、本株式交換に対する意思決定の公正性を担保するために、LMI、Sansan及び当社から独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関としてAGSコンサルティングを選任の上、同社に対して本株式交換に係る株式交換比率の算定を依頼し、株式交換比率算定書を取得している。
 - ・リーガル・アドバイザーからの法的助言等の取得
 当社は、本株式交換に係る当社取締役会の意思決定の公正性及び適正性を担

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

普通株主様による種類
株主総会参考書類

保するため、LMI、Sansan及び当社から独立したリーガル・アドバイザーとしてアンダーソン・毛利・友常法律事務所を選任し、本株式交換に関する当社取締役会の意思決定の過程、方法、その他の本株式交換に関する意思決定にあたっての留意点に関する法的助言を受け、また、LMIに対する法務デュー・ディリジェンスの結果として法務デュー・ディリジェンス報告書を受領し、その説明を受けた。

- ・財務・税務アドバイザーからのデュー・ディリジェンス結果の取得
当社は、本株式交換に係る当社取締役会の意思決定の公正性及び適正性を担保するため、LMI、Sansan及び当社との間で必要な利害関係を有しないAGS FASを選任し、LMIに対する財務・税務デュー・ディリジェンスの結果として財務税務デュー・ディリジェンス報告書を受領し、その説明を受けた。

(c) 交渉過程におけるLMI関係者の関与による不当な影響の不存在

- ・当社の取締役のうち、Sansanの役職員を兼任・兼務する富岡圭氏及び橋本宗之氏は、本株式交換においてSansanと当社の一般株主の利害が必ずしも一致しない可能性があることを踏まえ、本株式交換に係る取締役会における審議及び決議に一切参加しておらず、その他本株式交換に係る協議・交渉・検討の過程に一切参加・関与しておらず本株式交換に係る2025年5月22日開催の取締役会決議についても審議及び決議に参加しない予定である。
- ・当社の代表取締役会長である田中弦氏については、LMIが一次意向表明書を提出した時点においては同氏との間で公開買付けに応募しないことを内容とする契約を締結する意向を有していたことから、当社の一般株主の利害が必ずしも一致しない可能性があることを踏まえ、本株式交換に係る協議・交渉・検討の過程には参加・関与していない。なお、同氏については、会社法に定める特別の利害関係を有していない可能性があり、その場合、本株式交換に係る取締役会決議について定足数を満たしていない可能性があるため、確実に会社上の定足数を満たす有効な決議を行うため、本株式交換に係る取締役会議案については、富岡圭氏、橋本宗之氏及び田中弦氏の3名を除いて審議及び決議を行った後に、田中弦氏を加えて、改めて当該議案について、審議・決議を行う予定である。
- ・上記のほか、LMIの利害関係者が本株式交換に係る協議・交渉・検討の過程に直接又は間接に関与し、本株式交換に不当な影響を与えたことを推認させ

る事実は特段認められず、手続の公正性に疑義を与える事実関係は認められない。

(d) 当社による協議・交渉

- ・当社は、本特別委員会が事前に承認した交渉方針に従い、本株式交換に係る株式交換比率について、少数株主の利益保護の観点からその公正性を確保するための実質的な協議・交渉をLMIとの間で複数回にわたって行い、株式交換比率の引上げに成功している。具体的には、当社はLMIから2025年4月11日付で1：0.253の株式交換比率の提案を受けた後、LMIに対して継続して同年5月8日までに3回にわたり株式交換比率の引上げを要請し、その結果、同日までに3回にわたって株式交換比率が引き上げられ、LMIから1：0.315の株式交換比率の提案を受けるに至った。また、LMIのかかる提案に対して更に引上げを求め、株式交換比率を1：0.350とするよう要請していたが、同年5月9日の当社の2025年3月期の通期決算の公表後に当社の市場株価が大きく変動したことを踏まえて、同年5月16日付で、LMIに対して要請する株式交換比率を1：0.4に引き上げることとした。当社は、同年5月8日以降も継続して4回にわたり株式交換比率の引上げを要請し、同年5月8日にLMIから提案された1：0.315の株式交換比率から更に2回の引上げに成功した結果、同年5月21日、1：0.350の株式交換比率にてLMIと合意するに至ったものである。

なお、かかる協議・交渉にあたっては、本特別委員会は、当社及びAGSコンサルティングから協議・交渉の経緯及び内容等について適時に報告を受け、本特別委員会を通じて方針等を協議し、意見を述べるなどした上で行うなど、本特別委員会がLMIとの交渉過程に実質的に関与する形で行われた。以上に鑑みると、当社及び特別委員会は、LMIとの間で株式交換比率を引き上げるための方策を十分に講じたものと評価できる。

(e) マーケットチェックに関する事項

- ・当社及びLMIとの間において、当社がLMI以外の買収提案者と接触することを制限するような内容の合意は存在しない。
- ・当社は、本株式交換の公表から本株式交換契約を承認するための当社株主総会までの期間を26営業日としており、これにより当社の株主が本株式交換の是非や取引条件の妥当性について熟慮し、適切な判断を行う期間を確保するとともに、LMI以外の潜在的な買収者が買収提案を行う機会を確保してい

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

普通株主様による種類
株主総会参考書類

る。

- ・なお、当社は、本取引の検討を行う過程でSansanとの間で資本業務提携の解消に関する協議を行った際に、SansanがLMI以外の複数の第三者に対してSansanが保有する当社株式の売却を打診している旨の説明を受け、当社としても、少数株主保護の観点からLMI以外の第三者との間でも非公開化を伴う取引を検討することが望ましいと考えたことから、かかる打診に対して関心を示した候補先から秘密保持に関する誓約書の提出を受けた上で買収提案を求めたものの、その後、法的拘束力の有無を問わず、当社に対して買収価格を含む具体的な提案がなされるには至らなかった。
- ・以上を踏まえると、当社は、実務上合理的に可能な範囲においてLMI以外の潜在的な買収者による買収提案が行われる機会を確保したものと評価できる。

(f) 少数株主への情報提供の充実とプロセスの透明性の向上

- ・本株式交換に係るプレスリリースにおいては、法令や東京証券取引所の適時開示規制に沿った開示が予定されているほか、①本特別委員会に関する情報（委員の独立性・属性等に関する情報、特別委員会に付与された権限の内容に関する情報、特別委員会における検討経緯や取引条件の交渉過程への関与状況に関する情報、特別委員会の判断の根拠・理由、答申書の内容に関する情報、委員の報酬体系に関する情報等）、②本株式交換に係る株式交換比率の算定結果の内容に関する情報、③その他の情報（本株式交換を実施するに至ったプロセス等に関する情報、当該時期にM&Aを行うことを選択した背景・目的等に関する情報、当社の取締役等が本株式交換に関して有する利害関係に関する情報、当社とLMIとの間で行われた取引条件等に関する協議・交渉の具体的な経緯に関する情報等）について、それぞれ一定の開示が予定されており、当社の一般株主による取引条件の妥当性等についての判断のために相当な情報が開示される予定であることが認められる。

(iii) 本株式交換の条件（株式交換比率を含む。）の公正性・妥当性が確保されているか

以下の理由から、株式交換比率を含む本株式交換の条件は公正性・妥当性が確保されていると考えられる。

(a) 株式交換比率

以下の理由から、本株式交換に係る株式交換比率である1:0.350には妥当性が認められる。

- ・本特別委員会は、AGSコンサルティングから株式交換比率の算定に用いられた算定方法等について詳細な説明を受けるとともに、AGSコンサルティング並びに当社に対して評価手法の選択や算定の基礎となる当社の事業計画に基づく財務予測を含む前提条件等に関する質疑応答を行った上で検討した結果、一般的な評価実務に照らして不合理な点は認められなかった。
- ・本株式交換に係る株式交換比率は、過去1ヶ月間の終値単純平均値に対して14.4%（小数点以下第二位を四捨五入。以下、プレミアム率及びディスカウント率の計算において同じ。）、過去3ヶ月間の終値単純平均値に対して17.5%、過去6ヶ月間の終値単純平均値に対して29.2%のプレミアムがそれぞれ加算されたものであると評価できるところ、近年の上場会社による他の上場会社の完全子会社化を目的とした他の株式交換事例39件におけるプレミアムの水準の中央値（過去1ヶ月間の終値単純平均値に対して16.8%、過去3ヶ月間の終値単純平均値に対して16.9%、過去6ヶ月間の終値単純平均値に対して20.8%）と比較しても遜色のないプレミアムが付されているといえる。
- ・本株式交換に係る株式交換比率は、AGSコンサルティングのDCF法の算定結果のレンジの中央値を上回ると認められる。
- ・なお、当社が2025年5月9日に2025年3月期の通期決算を公表した後、当社の市場株価が大きく変動したことから、2025年5月21日を算定基準日として、LMI株式の算定基準日の株価終値（559円）に本株式交換に係る株式交換比率（0.350）を乗じた価格（196円）は、当社の普通株式の算定基準日の株価終値（225円）に対して13.2%のディスカウントとなっている。この点については、上記のとおり、①過去1ヶ月間、過去3ヶ月間及び過去6ヶ月間の終値単純平均値に対する合理的なプレミアムが付されていると言えること、②本源的価値を示すとされるDCF法の算定結果のレンジの中央値を上回っていること、③本株式交換の対価は現金ではなく、株式を対価として実施されるため、当社の少数株主は、本株式交換により交付されるLMI株式の保有を通じて本株式交換後のシナジー効果を享受できると考えられること、④株式交換比率に関するLMIとの協議・交渉において合計7回にわたり株式交換比率の引上げを要請し、うち合計5回にわたって株式交換比率の引

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

普通株主様による種類
株主総会参考書類

上げに成功し、その結果としてLMIの初回提案である1：0.253から大幅な増加を実現したもので、その過程においても通期決算発表後の株価の推移を踏まえてLMIに要請する株式交換比率自体を引き上げるなど十分の方策を講じた結果として合意に至ったものであると評価できることなどを総合的に勘案すると、本株式交換に係る株式交換比率の妥当性が否定されるものではないと考えられる。

(b) 交渉過程の手続の公正性

上記「ii. 本株式交換に係る手続の公正性が確保されているか」に記載のとおり、本株式交換に至る交渉過程の手続は公正であると認められるところ、本株式交換に係る株式交換比率は、かかる交渉の結果も踏まえて決定されたものであると認められる。

(c) 本株式交換に係るスキームの妥当性

- ・本株式交換に係るスキームは、当社の普通株主に対して、LMIの普通株式を割当交付するものであるところ、当社の普通株主は、LMI株式の保有を通じて、本株式交換後に想定されている各種施策の実行を通じて期待されるシナジー効果や、シナジー効果の発現によるLMIの事業発展・収益拡大、その結果としてのLMI株式の株価上昇等を楽しむことができるという点において、当社の株主にとってもメリットのある手法であると評価できる。
- ・LMIの株式は、東京証券取引所プライム市場に上場されており、流動性が高いと考えられ、本株式交換あるいはその後の事業展開等に納得いかない場合は、本株式交換により取得するLMI株式を市場で売却し、現金化することもできる。
- ・なお、本株式交換の実施により約1,400名の当社の株主がLMIの単元未満株主となる可能性があるところ、かかる当社の株主はその保有することとなるLMIの単元未満株式を金融商品取引市場において売却することはできないものの、単元未満株式の買取制度を利用することによって投資を回収する機会が保障されていることを踏まえると、本株式交換に係るスキームについて不合理な点は認められず、適切なものと考えられる。
- ・また、本株式交換に関連して、当社は、当社のA種優先株式に関して普通株式を対価とする取得請求権の定めを削除するための定款変更を行うことを予定しているが、本株式譲渡の譲渡対価は一定のディスカウントがされた条件となっており、Sansanのみに有利な価格で売却の機会を与えるものではない

いとのことであり、また、上記のとおりプレミアムが付された本株式交換の方が当社の株主にとって有利な取引条件となっているといえるため、本株式譲渡について公開買付け規制が適用されないことを明確にすることは特段不合理な点は認められない。

その他の取引条件においても特殊・特段不合理な点は見受けられない。

- (iv) 当社が本株式交換の実施を決定することは当社の少数株主にとって不利益なものではないと考えられるか

以上のとおり、(i) 本株式交換は当社の企業価値の向上に資するものと評価でき、その目的は合理的であると考えられ、(ii) 本株式交換に係る手続の公正性が確保されていると考えられ、また、(iii) 株式交換比率を含む本株式交換の条件には公正性・妥当性が確保されていると考えられる。そして、上記の検討事項以外の点において、当社が本株式交換の実施を決定することについて当社の少数株主にとって不利益なものであると考えるべき特段の事情は認められないため、当社が本株式交換の実施を決定することは、少数株主にとって不利益なものではないと考えられる。

④ 独立した検討体制の構築

上記「② 両社における独立した法律事務所からの助言」に記載のとおり、当社は、2025年1月下旬に、アンダーソン・毛利・友常法律事務所から受けた本取引に関する意思決定の過程、方法その他の本取引に関する意思決定に関する留意点等についての法的助言を踏まえ、LMIから独立した立場で、当社の企業価値の向上及び当社の少数株主の利益の確保の観点から、本取引に係る検討、交渉及び判断を行うための体制の構築を開始しました。

具体的には、当社は、本特別委員会の指示を受け、LMIに対するデュー・ディリジェンスの対応及び実施、事業計画の策定、本取引後の当社の経営方針の検討といった当社における本取引の検討、交渉及び判断に関しては、Sansanの役職員を兼任・兼務する富岡圭氏、橋本宗之氏が含まれないよう留意して体制の構築を行いました。また、上記「③ 特別委員会の設置及び答申書の取得」に記載の理由から、田中弦氏は、当該体制からは外れており、2025年5月22日に至るまでかかる取扱いを継続しており、本取引に係る検討、交渉及び判断に関して当該体制に対する指示等を行った事実はありません。

これらの取扱いを含めて、当社における本取引の検討体制（本取引の検討、交渉及び判断に関する当社の役職員の範囲及びその職務を含みます。）の構築に際してはアンダーソン・毛

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

普通株主様による種類
株主総会参考書類

利・友常法律事務所の助言を踏まえており、かつ、独立性及び公正性の観点から問題がないことについて、本特別委員会から承認を得ております。

⑤ 当社における利害関係を有しない取締役全員の承認及び監査役全員の異議がない旨の意見

当社は、2025年5月22日開催の取締役会において、上記「1. 株式交換を行う理由」に記載の根拠及び理由に基づき、(1) LMIの完全子会社になることで、LMIグループと一般株主の間の利益相反や独立性確保のための制約を回避しつつ、両社のブランド資産の統合を図るため、更なる認知度向上及びブランディングの価値向上に伴う契約数の増加や、人的資本経営の需要に合わせた支援サービスの更なる拡張により、当社を含むLMIグループの中長期的な企業価値向上に資することができると考えられることから、本取引は当社の企業価値向上に資するものであると判断するとともに、(2) 本株式交換比率は、AGSコンサルティングから取得した株式交換比率算定書における算定結果のレンジの中央値を超える水準であるため、妥当なものであると判断し本株式交換を承認する旨の決議をいたしました。

上記の取締役会においては、当社の取締役6名のうち、当社の代表取締役会長である田中弦氏については、当社普通株式4,549,400株（所有割合：34.98%）を所有しており、LMIが一次意向表明書を提出した時点においては同氏との間で公開買付けに応募しないことを内容とする契約を締結する意向を有していたことから、当社の社外取締役である富岡圭氏及び橋本宗之氏については、Sansanの取締役を兼任していることから、それぞれ、当社の一般株主との利害が一致しない可能性があることを踏まえて、それぞれ利益相反の疑義を回避する観点から、審議及び決議に参加しておらず、かかる取締役3名を除く利害関係を有しない3名の取締役の全員一致により決議いたしました。

また、上記取締役会においては、当社監査役全員が上記決議に異議がない旨の意見を述べております。

また、当社は、確実に会社法上の定足数を満たす有効な決議を行うため、上記取締役会の審議及び決議に参加しなかった取締役3名のうち、Sansanの取締役を兼任していない田中弦氏を加えた4名の取締役において改めて審議の上、改めて当該議案について採決を行い全員一致により決議いたしました。また、上記取締役会においては、当社監査役全員が上記決議に異議がない旨の意見を述べております。

⑥ 他の買収者による買収提案の機会の確保（マーケット・チェック）

LMIと当社とは、当社がLMI以外の買収提案者と接触することを制限するような内容の合意は一切行っておりません。

また、SansanがLMI以外の複数の第三者に対して、Sansanが保有する当社株式の売却を打診している旨の説明を受け、当社としても、少数株主保護の観点からLMI以外の第三者との間でも非公開化を伴う取引を検討することが望ましいと考え、関心を示した複数の候補先から秘密保持に関する誓約書の提出を受けた上で買収提案を求めましたが、その後、法的拘束力の有無を問わず、当社に対して買収価格を含む具体的な提案を受けるには至りませんでした。

また、当社は、本株式交換の公表から本株式交換契約を承認するための本定時株主総会までの期間を26営業日としており、これにより当社の株主の皆様が本株式交換の是非や取引条件の妥当性について熟慮し、適切な判断を行う期間を確保するとともに、LMI以外の潜在的な買収者が買収提案を行う機会を確保しております。

(4) LMIの資本金及び準備金の額の相当性に関する事項

本株式交換により増加すべきLMIの資本金及び準備金の額は会社計算規則第39条に定めるところに従いLMIが別途定める金額といたします。かかる取扱いは、本株式交換後のLMIの資本政策その他諸事情を総合的に考慮・検討し、法令の範囲内で決定するものであり、相当であると考えております。

5. 交換対価について参考となるべき事項

(1) LMIの定款の定め

LMIの定款の定めにつきましては、法令及び当社定款第15条に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.unipos.co.jp/>) 及び東京証券取引所のウェブサイト (<https://www2.jpx.co.jp/disc/21700/140120240327560799.pdf>) に掲載しております。

(2) 交換対価の換価方法に関する事項

LMIの普通株式は、東京証券取引所プライム市場において取引されております。

(3) 交換対価に市場価格があるときは、その価格に関する内容

LMIの普通株式の東京証券取引所プライム市場における過去6ヶ月間の株価推移は以下のとおりです。

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

普通株主様による種類
株主総会参考書類

(単位：円)

月 別	2024年 11月	2024年 12月	2025年 1月	2025年 2月	2025年 3月	2025年 4月
最高株価	587	595	575	593	563	574
最低株価	538	546	530	519	519	429

なお、日本取引所グループが以下のURLにおいて開示する株価情報及びチャート表示などにより、LMIの普通株式の市場価格及びその推移がご覧いただけます。

【日本取引所グループURL】 <https://www.jpx.co.jp/>

(4) LMIの過去5年間にその末日が到来した各事業年度に係る貸借対照表の内容

LMIは、いずれの事業年度についても金融商品取引法第24条第1項の規定により有価証券報告書を提出しておりますので、記載を省略いたします。

6. 本株式交換に伴う新株予約権及び新株予約権付社債の定め相当性に関する事項

該当する事項はございません。

なお、当社が既に発行している、2016年9月2日開催の当社の臨時株主総会、B種種類株主総会及びC種種類株主総会の決議に基づき発行された第3回新株予約権（残存する新株予約権の数：2,000個、目的株式数：当社普通株式8,000株）、並びに、2022年4月20日開催の当社の定時取締役会の決議に基づき発行された第7回新株予約権（残存する新株予約権の数：917個、目的株式数：当社普通株式91,700株。以下、第3回新株予約権及び第7回新株予約権を総称して「本新株予約権」といいます。）については、それぞれ当社の業務委託先及び従業員を対象とするストック・オプションとして発行されたものであり、本定時株主総会及び本普通株式種類株主総会（本株式交換）において本株式交換に係る議案が承認された場合には、本新株予約権の行使条件を充足しなくなるとともに、本新株予約権の取得条項として定められた無償取得事由（当社が完全子会社となる株式交換について、法令上必要となる株主総会の承認決議が行われたとき）に該当することから、当該決議の日から本株式交換の効力発生日の前日までに、当該取得条項に基づき、当社が無償で取得し、消却する予定です。

また、当社は、新株予約権付社債を発行しておりません。

7. 計算書類等に関する事項

(1) LMIの最終事業年度に係る計算書類等の内容

LMIの最終事業年度（2024年1月1日から2024年12月31日）に係る計算書類等の内容につきましては、法令及び当社定款第15条に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.unipos.co.jp/>）及び東京証券取引所ウェブサイト（東京証券取引所上場会社情報サービス）（<https://www2.jpx.co.jp/disc/21700/140120250303587189.pdf>）に掲載しております。

(2) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分等

① 当社

イ) 本株式交換契約の締結

当社は、2025年5月22日開催の取締役会において、本取引の一環として、本株式交換を実施することを決議し、同日、LMIとの間で本株式交換契約を締結しました。本株式交換契約の概要は、上記「2. 本株式交換契約の内容の概要」に記載のとおりです。

② LMI

イ) Sansanとの間の株式譲渡契約の締結

LMIは、2025年5月22日開催の取締役会において、本取引の一環として、Sansanとの間で、Sansanから当社優先株式3,800株及び当社普通株式366,200株を譲り受ける旨の本株式譲渡契約を締結することを決議し、同契約を締結いたしました。

ロ) 本株式交換契約の締結

当社及びLMIは、2025年5月22日付の両社の取締役会決議により、本取引の一環として、本株式交換契約を締結いたしました。本株式交換契約の概要は、上記「2. 本株式交換契約の内容の概要」に記載のとおりです。

以上

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

普通株主様による種類
株主総会参考書類

第3号議案 定款一部変更の件（A種優先株式の内容の変更に係る定款変更）

1. 提案の理由

第2号議案「当社と株式会社リンクアンドモチベーションとの株式交換契約承認の件」に記載のとおり、当社は、本取引の一環として、本株式交換を行うことを決議し、2025年5月22日付で本株式交換契約を締結いたしました。

また、LMIは、本取引の一環として、2025年5月22日開催の同社取締役会において、本株式交換の効力が発生する前に、Sansanから、同社が保有する当社優先株式及び当社普通株式を本株式譲渡により取得することを決議し、Sansanとの間で株式譲渡契約を締結したとのことです。

当社は、Sansan及びLMIから、当社優先株式に当社の普通株式を対価とする取得請求権の定めが付されているため、本株式譲渡について金融商品取引法上の公開買付け規制が適用される可能性があるとして、これが適用されないことを明確にすべく、当該取得請求権の定めを削除することについて要請を受けました。当社は、かかる要請を踏まえ、本取引を実施するため、当社優先株式に係る当該取得請求権の定めを削除することとしたものです。

なお、本定款変更は、①本定時株主総会において第2号議案「当社と株式会社リンクアンドモチベーションとの株式交換契約承認の件」が原案どおり承認可決されること、及び、本普通株式種類株主総会（本株式交換）において本株式交換契約の承認に係る議案が原案どおり承認可決されること、並びに、②本優先株式種類株主総会（本定款変更）において本定款変更の承認に係る議案が原案どおり承認可決されることを条件として、効力を生じるものとします。

2. 変更の内容
 変更の内容は次のとおりです。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第11条の10 (普通株式を対価とする取得請求権)	
1. 普通株式対価取得請求権 <u>A種優先株主は、2022年7月1日以降いつでも、当会社に対して、次項に定める数の当会社の普通株式 (以下「請求対象普通株式」という。) の交付と引換えに、その有するA種優先株式の全部又は一部を取得することを請求すること (以下「普通株式対価取得請求」という。) ができるものとし、当会社は、当該普通株式対価取得請求に係るA種優先株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、請求対象普通株式を当該A種優先株主に対して交付する。</u>	
2. A種優先株式の取得の引換えに交付する普通株式の数 <u>A種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、A種優先株式1株当たりの払込金額である1,000,000円に普通株式対価取得請求に係るA種優先株式の数を乗じて得られる額を次項乃至第7項において定める取得価額で除して得られる数とする。A種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。なお、当該端数については会社法第167条第3項によって端数相当額の代金が交付される。</u>	(削除)
3. 当初取得価額 <u>当初取得価額は、発行決議日である2021年5月19日の直前営業日までの直近1ヶ月間における株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の終値の平均値 (終値のない日を除く。円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。) である344円に0.7を乗じた金額 (円位未満切上げ。) である241円とする。</u>	
4. 取得価額の修正 <u>2022年7月1日以降毎年7月1日及び1月1日 (以下「取得価額修正日」という。) における普通株式1株当たり時価 (以下「普通株式1株当たり時価 (取得価額修正日)」という。) が、当該取得価額修正日の直前に有効な取得価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、取得価額は、当該普通株式1株当たり時価 (取得価額修正日) に修正される (以下「修正後取得価額」という。)。但し、普通株式1株当たり時価 (取得価額修正日) が次項に定める上限取得価額を上回る場合は、修正後取得価額は上限取得価額とし、普通株式1株当たり時価 (取得価額修正日) が第6</u>	

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

普通株主様による種類
 株主総会参考書類

現行定款	変更案
<p>項に定める下限取得価額を下回る場合は、修正後取得価額は下限取得価額とする。 <u>普通株式1株当たり時価（取得価額修正日）とは、取得価額修正日の直前営業日までの直近1ヶ月間の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の終値の平均値（終値のない日を除く。円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。）とする。なお、取得価額修正日の直前営業日までの直近1ヶ月間の期間において、第7項に定める取得価額の調整事由が生じた場合、当該平均値は第7項に準じて調整される。</u></p> <p>5. <u>上限取得価額</u> <u>上限取得価額は、当初取得価額とする（但し、第7項による調整を受ける。）。</u></p> <p>6. <u>下限取得価額</u> <u>下限取得価額は、発行決議日である2021年5月19日の直前営業日までの直近1ヶ月間における株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の終値の平均値（終値のない日を除く。円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。）である344円に0.5を乗じた金額（円位未満切上げ。）である172円とする（但し、次項による調整を受ける。）。</u></p> <p>7. <u>取得価額の調整</u></p> <p>① <u>以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。</u></p> <p>(a) <u>普通株式につき株式の分割又は株式無償割当てをする場合、次の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数（但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数（但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。</u></p> $\text{調整後取得価額} = \frac{\text{調整前取得価額}}{\text{分割前発行済普通株式数}} \times \text{分割後発行済普通株式数}$ <p><u>調整後取得価額は、株式の分割に係る基準日の翌日又は株式無償割当ての効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日）以降これを適用する。</u></p>	<p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p>(b) 普通株式につき株式の併合をする場合、次の算式により、取得価額を調整する。</p> $\text{調整後取得価額} = \frac{\text{調整前取得価額}}{\text{併合前発行済普通株式数}} \times \text{併合後発行済普通株式数}$ <p>調整後取得価額は、株式の併合の効力が生ずる日以降これを適用する。</p> <p>(c) 下記④に定める普通株式1株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は当社が保有する普通株式を処分する場合（株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式若しくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下、本(c)において同じ。）の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合又は合併、株式交換若しくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。）、次の算式（以下「取得価額調整式」という。）により取得価額を調整する。取得価額調整式における「1株当たり払込金額」は、金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。調整後取得価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日）の翌日以降、また株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日（以下「株主割当日」という。）の翌日以降これを適用する。なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当社が保有する普通株式の数」、「当社が保有する普通株式の数」は「処分前において当社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。</p> $\text{調整後取得価額} = \frac{\text{調整前取得価額} \times \left(\frac{\text{（発行済普通株式数）}}{\text{当社が保有する普通株式の数}} + \frac{\text{新たに発行する普通株式の数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{普通株式1株当たりの時価}} \right)}{\text{（発行済普通株式数 - 当社が保有する普通株式の数）} + \text{新たに発行する普通株式の数}}$	<p>(削除)</p>

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

株主総会参考書類
普通株主様による種類

現行定款	変更案
<p>(d) <u>当会社に取得をさせることにより又は当会社に取得されることにより、下記④に定める普通株式1株当たりの時価を下回る普通株式1株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行又は処分する場合（株式無償割当ての場合を含む。）</u>、かかる株式の払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下、本(d)において同じ。）に、<u>株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下、本(d)において同じ。）</u>に、<u>また株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後取得価額は、当該対価の確定時点において発行又は処分される株式の全てが当該対価の確定時点の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。</u></p> <p>(e) <u>行使することにより又は当会社に取得されることにより、普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産（金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。以下、本(e)において同じ。）の合計額が下記④に定める普通株式1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合（新株予約権無償割当ての場合を含む。）</u>、かかる新株予約権の割当日に、<u>新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下、本(e)において同じ。）</u>に、<u>また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」として普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以</u></p>	<p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p>降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得又は行使に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後取得価額は、当該対価の確定時点において発行される新株予約権全てが当該対価の確定時点の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。但し、本(e)による取得価額の調整は、当会社又は当会社の子会社の取締役、監査役又は従業員に対してストック・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権には適用されないものとする。</p> <p>② <u>上記①に掲げた事由によるほか、下記(a)乃至(c)のいずれかに該当する場合には、当会社はA種優先株主又はA種登録株式質権者に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後取得価額、適用の日及びその他必要な事項を通知したうえ、取得価額の調整を適切に行うものとする。</u></p> <p>(a) <u>合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、株式交付、吸収分割、吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継又は新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。</u></p> <p>(b) <u>取得価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の取得価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</u></p> <p>(c) <u>その他、発行済普通株式数（但し、当会社が保有する普通株式の数を除く。）の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。</u></p> <p>③ <u>取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。</u></p> <p>④ <u>取得価額調整式に使用する普通株式1株当たりの時価は、調整後取得価額を適用する日（但し、取得価額を調整すべき事由について株式会社東京証券取引所が提供する適時開示情報閲覧サービスにおいて公表された場合には、当該公表が行われた日）に先立つ連続する30取引日の普通取引の売買高加重平均価格の平均値（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入</u></p>	<p>(削除)</p>

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

普通株主様による種類
株主総会参考書類

現行定款	変更案
<p>する。)とする。</p> <p>⑤ 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が0.1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。但し、本⑤により不要とされた調整は繰り越されて、その後の調整の計算において斟酌される。</p>	<p>(削除)</p>
<p>第11条の11 (金銭を対価とする取得条項) (省略)</p>	<p>第11条の10 (金銭を対価とする取得条項) (現行どおり)</p>
<p>第11条の12 (譲渡制限) (省略)</p>	<p>第11条の11 (譲渡制限) (現行どおり)</p>

以上

種類株主総会参考書類

議案 当社と株式会社リンクアンドモチベーションとの株式交換契約承認の件

議案の内容につきましては、定時株主総会参考書類第2号議案「当社と株式会社リンクアンドモチベーションとの株式交換契約承認の件」に記載のとおりです。

以上

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

普通株主様による種類
株主総会参考書類

株主総会会場ご案内図

会場：東京都港区虎ノ門2丁目4-7
T-LITE 5F ビジョンセンター東京虎ノ門504
会場アクセス：<https://www.visioncenter.jp/tokyo/toranomon/access/>



交通：地下鉄 日比谷線 虎ノ門ヒルズ駅 駅直結 徒歩約0分
地下鉄 銀座線 虎ノ門駅 2a出口 徒歩約4分

※駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。ようお願ひ申しあげます。